

議 事

午前10時 開議

○委員長（小野寺 重君） おはようございます。

開会前に申し上げますが、服装につきましては適宜調整をお願いいたします。

出席委員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を始めます。

これより財務部門に関わる令和4年度決算の審査を行います。

決算の関係部分の概要説明を求めます。

羽藤財務部長。

○財務部長（羽藤和文君） それでは、財務部が所管いたします令和4年度一般会計及び国民健康保険特別会計の歳入歳出決算の概要について、決算書及び主要施策の成果に関する報告書により主なものをご説明いたします。

初めに、財務部所管事務における令和4年度の取組状況の総括についてであります。

財政部門については、令和4年9月、財政見通しの見直しに合わせて財政健全化の目標額の修正を行いました。財政健全化の取組の効果額については、9億6,900万円の見込みに対し、令和2年度決算の一般財源額との比較で8億6,600万円となりました。また、当初予算では第三セクター等改革推進債の借換えを予定しておりましたが、財政状況を見通した上で、年度末における残額約21億円を全額償還しました。引き続き財政の健全化に向けた取組を進めながら、その成果を着実に反映し、収支均衡を目指してまいります。

財産運用部門については、歳入は、特に土地売却が好調であった令和3年度に比較すると多少減少したものの、旧土地開発公社土地に係る分譲宅地の売却が当初計画どおり順調に進むなど、不動産の貸付けや売払いにおいて一定の収入がありました。歳出では、燃料費や電気使用料に関し価格の高騰の影響があったものの、三セク債に充てていた減債基金積立てを令和4年9月の契約分までとしたことから、前年度に比較し大幅な減額となりました。

税務・納税部門については、適正課税や収納率の向上による税収の確保を図ってまいります。

今後も収支均衡と持続可能な財政基盤の確立に向け、財務部一丸となって歳入の確保と歳出の抑制に取り組んでまいります。

次に、令和4年度において当部が重点的に取り組んだ主要施策の成果及び決算状況について、資料主要施策の成果に関する報告書に基づきご説明いたします。

主要施策の成果5ページ、コロナ対策財政事務経費は、県南広域振興局管内の5市3町6つの一部事務組合が共同利用する競争入札参加資格申請受付システムの導入に係る負担金で231万3,000円であります。

次に、財産管理経費は、市が所有する施設の維持管理に関する経費である建物保険料や除草委託料等のほか、売却のための配水管移設工事、建物解体工事費、旧土地開発公社土地売却収入の減債基金への積立て、市有地分譲促進補助金などで、財務部所管の決算額は1億4,888万円のうち1億4,474万円であります。

続いて、6ページ、コロナ対策財産管理経費は、消耗品の購入などで384万1,000円であります。

次に、本支庁舎管理経費は、本支庁舎の光熱水費や警備委託料等で2億5,775万円であります。

引き続き、決算書により、主要施策以外の主な歳入歳出についてご説明いたします。

初めに、歳入について、一般会計決算書の13ページ、14ページをお開き願います。

1 款市税の収入済総額は140億4,648万4,000円となり、主な税目ごとでは1 項市民税の収入済額は61億2,384万4,000円、内訳は1 目個人市民税が48億3,451万7,000円、2 目法人市民税が12億8,932万7,000円、2 項固定資産税の収入済額は65億4,007万7,000円、3 項軽自動車税は5 億1,119万円、4 項市たばこ税は8 億5,128万8,000円、6 項入湯税は2,008万5,000円となっております。

続いて、17ページ、18ページをお開きください。

11 款地方交付税は187億7,242万9,000円で、うち普通交付税が169億4,061万円、特別交付税が18億3,181万9,000円であります。

49ページ、50ページをお開きください。

16 款 3 項 1 目総務費委託金のうち2 節徴税費委託金は、県税徴税委託金で1 億7,964万8,000円であります。

51ページ、52ページをお開きください。

17 款 1 項 1 目財産貸付収入は、土地・建物等の財産貸付収入で、財務部所管分は4,393万5,000円であります。

53ページ、54ページをお開きください。

17 款 2 項 1 目 1 節の土地売払収入は2 億2,166万2,000円で、そのうち旧土地開発公社から取得した土地分は1 億4,464万円であります。

55ページ、56ページをお開きください。

19 款繰入金のうち1 項 1 目財政調整基金繰入金は11億8,379万6,000円、1 項 2 目減債基金繰入金は9 億2,970万4,000円であります。

次に、歳出について、103ページ、104ページをお開き願います。

2 款 1 項 5 目財産管理費の04基金積立金は13億7,422万1,000円で、うち財政調整基金積立金は13億7,402万4,000円であります。

飛びまして、139ページ、140ページをお開きください。

2 項 2 目賦課徴収費の01賦課徴収事務経費は、航空写真撮影及び写真地図作成業務委託料、土地鑑定評価業務委託料、電算保守管理委託料、市税過誤納金還付金などで3 億6,146万1,000円であります。

さらに飛んで、493ページ、494ページをお開きください。

12 款 1 項公債費は地方債の元利償還に要する経費で92億7,239万1,000円のうち、財務部所管分は92億6,438万9,000円であります。

以上が一般会計分となります。

続きまして、国民健康保険特別会計に係る財務部所管分の決算についてご説明いたします。

特別会計決算書の9 ページ、10ページをお開き願います。

まず歳入ですが、1 款国民健康保険税は収入済総額で18億965万円となり、内訳は1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税が18億907万2,000円、2 目退職被保険者等国民健康保険税が57万8,000円であります。

次に、歳出について、21ページ、22ページをお開き願います。

1 款 2 項 1 目賦課徴収費の01賦課徴収事務経費は、会計年度任用職員報酬、電算保守管理委託料などで3,279万6,000円であります。

35ページ、36ページをお開きください。

6款1項1目一般被保険者保険税還付金の01一般被保険者保険税還付経費は、市税過誤納金還付金で1,286万9,000円であります。

以上が財務部所管に係ります令和4年度決算の概要であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小野寺 重君） これから質疑に入りますが、質疑は要点をまとめ、簡潔明瞭にご発言をいただき、審査の進行にご協力をお願いいたします。また、正確に答弁をいただくため、質問者は質問事項のページなどを示していただきますよう、ご協力をお願いします。

なお、執行部側をお願いいたします。答弁する方は、委員長と声をかけて挙手をしていただき、委員長が指名してから発言願います。

これより質疑に入ります。

22番阿部委員。

○22番（阿部加代子君） 22番阿部加代子です。

2点お伺いをいたします。

まず、決算審査意見書の3ページの下から2行目に書かれております固定資産税の減免に係る一部不適切な取扱いがあったことについて、2点目、主要施策の5ページ、6ページにごございます財産管理につきまして、関連してお伺いをしたいというふうに思います。

まず1点目ですけれども、決算意見書の3ページ、下から2行目からですが、「固定資産税の減免に係る一部不適切な取扱いがあったことが判明したが、正確かつ公平な事務の実現に資するよう、遡及課税額や相続人についての継続的な調査と改善を図られたい」ということで意見がついておりますけれども、1月16日の全員協議会で説明があった部分でありますけれども、固定資産税の減免における共有持分者連帯債務の取扱いについてということで説明を受けておりますけれども、その後今後の対応のところでどのように対応されているのか、その状況等についてご説明をいただければというふうに思います。

それから、2点目の財産管理につきましてですけれども、学校の閉校になりました跡地の利用、活用につきまして市民から様々聞かれることがございます。市民にとりましては行政財産、普通財産というところでなかなか分かりづらいところがございますので、財務としての財産管理、適切に運用していかなければなりませんけれども、その点についてご説明いただければというふうに思います。

○委員長（小野寺 重君） 千田税務課長。

○税務課長（千田嘉宏君） それでは、私のほうからは、1点目の生保減免誤りに係るその後の対応についてご説明したいと思います。

委員がお話ししましたとおり、固定資産税の生保減免誤りについては、今年の1月16日開催の市議会全員協議会で今後の対応等について説明をさせていただきました。その後ですけれども、現在のところその処理状況についてお伝えしたいと思います。

この対応については2つありまして、それは適切な賦課処理を行わなきゃできないという部分が一つ、それから賦課された納税義務者のうち共有者の中に生保対象者が含まれていた場合に、その方の分の固定資産税を還付しなければならないという2点がございました。

まず1点目の賦課処理について、状況をお知らせします。

この中で、まずは全員協議会では、平成30年度から令和4年度までの対象者数を605件ということで詳細は説明しておりました。実際のところ、各年度に同一の方がいらっしゃる場合がございますので、それを1件というふうにカウントしますと、全体での調査対象件数は197件となっております。

その197件のうち現時点で相続人調査等が完了している部分が178件、残りの19件については現在戸籍等を取り寄せて調査を行っている最中でございます。178件中、納税のお知らせについて、状況のお知らせ等も含めまして143件に勧奨をしております。そのほか生保減免、例えばこちらのほうで勧奨したけれども、結果的に相続する人はその生保の方しかいないということで完了した部分が25件、あとその完了の中には相続人が全て放棄したと、生保の方を除いて、放棄した方も含めていずれ完結した分が25件、それからほかに勧奨予定が5件等がございます。

先ほど勧奨済みということで143件をお話ししましたが、その143件のうち既に納税通知書の発送等の課税を行っているのが86件で、残りの57件につきましては現在こちらのほうからのご案内の中で、例えばまだその状況を聞いて相続放棄の手続をしたいとか、している最中だということで、まだ課税にまで至っていない、交渉・協議中が57件となっております。

以上が賦課処理に対しての対応状況となります。

それから、還付処理の対応についてです。これは先ほども申しましたとおり、賦課された納税義務者のうち生活保護対象者が共有者内訳に含まれている方への還付についてですけれども、これを行うに当たっては、まずは生活保護者の方に納税の告知、要するに今までですとその方には納税のお知らせをしていなかったもので、まずは納税の告知をすると。それに合わせて、減免申請書を添えて減免の申請をしていただければ、その分については還付しますということでご案内をさせていただいております。

これにつきましては随時調査が分かり次第ということで、一応その対象者は117件を予定しております。その他通知書の発送等は随時行っておりますので、今後減免申請が届き次第、還付処理を進めるという状況となっております。

生保減免についての状況については以上となります。

○委員長（小野寺 重君） 折笠財産運用課長。

○財産運用課長（折笠 正君） 閉校学校跡地の利活用の関係についてお答えをしたいと思います。

まず、現状の部分についてですけれども、近年学校統合等でかなりの数の学校が用途廃止なり普通財産化されて、当課のほうに移管されているというふうな状況でございます。なかなか学校という性質上、建物的に利用が難しいという中ございますけれども、閉校後、例えば地域のほうでグラウンドや体育館をご利用いただいているという例ございますし、一部の学校につきましては放課後児童クラブ等の公的な利用、そういったこともございます。また、跡地の活用として学校給食センターの用地になっていたり、そういった一部の動きはございますが、やはりなかなか利活用が全て滞りなく進んでいるという状況にないのが実情でございます。

閉校後の手続の進め方、なかなか市民の方々にも分かりづらいというふうなお話をちょうだいしました。閉校に当たりましては、まず学校所管課のほうで地域の方たちから閉校に進むに当たって、併せて閉校後のご意向、こういったものを伺っていただくことにしておりますし、また併せて公的な活用ということで、市のほうで改めて何か別な用途でということがないかと、そういうことも確認をしていただいた上で閉校と併せて利活用の方針を定め、例えば地域意向に沿った形の貸出しであるとか、

どうしてもその利活用が図られないとなれば民間の活用をちょっと求めようと、そういった流れで進んでいるといった部分でございます。

そういった中でも学校が閉校されてから動き出しというのはなかなか時間を要してしまう部分なので、閉校と併せて関係部署とは連携をしながら進めてまいりたいと思うところでございます。

以上でございます。

○委員長（小野寺 重君） 22番阿部委員。

○22番（阿部加代子君） 22番阿部加代子です。

共有部分の持分者の連帯債務の取扱いについてですけれども、1月16日の全員協議会でもお話しいただきましたけれども、令和2年の民法が改正されたときに、令和3年度の課税分からしっかり手続をしておればこれほどの大変な事務事業、そしていきなり課税されますよというふうに通達が来た市民ももうびっくりしてしまって、これどうしたらいいんですかというようなこともございまして大変なことになっておりますので、やはりきちんと法にのっとって手続を進めていただければと思いますけれども、その辺もう一度お伺いをしたいというふうに思います。

それから、学校の閉校跡地のことなんですけれども、手続きちんとありますよということで、もう少し丁寧な、地域の方々にもこういう手続でこういう手順を進めていきますということをお話いただければと思いますけれども、教育委員会との兼ね合いもあると思いますが、お伺いして終わりたいというふうに思います。

○委員長（小野寺 重君） 羽藤財務部長。

○財務部長（羽藤和文君） 固定資産の事務処理の部分については、私のほうからお答えしたいと思います。

今回の件につきましては、合併後十数年たって事務処理の誤りが判明したということで、なぜこれまで分からなかったのかというところが問題ではあったかなというふうに思いますし、事務執行に当たっては当然のことながら単に事務の踏襲ということではなくて、常に法令と照らしながら誤りあるいは改正すべき点があれば、それについては迅速な対応を取ってまいりたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 折笠財産運用課長。

○財産運用課長（折笠 正君） 閉校後の利活用の手続の部分、丁寧な手続をとる部分でございます。閉校に進むに当たりましての利活用の地域意向の聴取等につきましては、お話のありましたとおり丁寧に関係機関と連携をしましてまいりたいと思っております。また、その後例えば民間への利活用を求めるといった場合にあっても、地域と常に随時情報を共有しながら、学校という性質上、やはり地域の思い入れが強い場所でもございますし、周辺に住家もございます。やはり学校であったものがその後どうなるのかというのもとても関心事であろうかと思っておりますので、その将来的な部分も含めてご意見をちょうだいしながら、お互いというか地域の理解を得ながら進めたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（小野寺 重君） ほかに。

17番千葉委員。

○17番（千葉 敦君） 17番千葉敦です。

2件伺います。

1件目は、決算書の13ページ、歳入の1款市税の中で、市民税の中の滞納繰越金の項目があるわけですが、市民税に限らず固定資産税あるいは国保税の特別会計にもあるわけですが、この滞納繰越分の中で差押え等を行ってという収入済額があるかと思うんですが、それについての4年度末の決算の状況の件数と額について伺います。

2つ目は、先ほど部長が述べました主要施策の成果報告があった取組状況の総括の文書の中からですが、この中で取組状況の総括の7行目からですが、第三セクター等改革推進債の借換えについてでしたけれども、借換えではなく全額償還をしたと。これは今年の7月の全協で説明あったわけですが、その際に全額償還したほうが今後の利払いのほうを考えた場合に最終的には財政上有利であるという見解でしたが、借換えをした場合と全額償還した場合の支払いの利子の差額について説明をお願いします。

○委員長（小野寺 重君） 石川納税課長。

○納税課長（石川栄喜君） 質問の1件目でございます令和4年度決算の差押えの状況についてご説明をいたします。

差押えの関係につきましては、合計で申し上げますと、件数が一般会計、国保会計合わせてですが、件数で908件、金額にしましては2億1,370万円という金額になってございます。令和3年度と比較をいたしますと、件数については217件の減となりました。あとは差押金額につきましても、比較をすると1億3,588万円の減というふうになります。

その状況でございますが、それぞれ債権の種類がございます。まずは不動産、土地とかというふうな形ですが、これについては14件、1,818万円、動産、これはいろんな不動産以外の部分で趣味のものと創作とかで財産として換価できるものというようなものも入ってございます。これについては6件、金額が1,136万9,000円、あとはその他債権ということで、主に預貯金とか給与、生命保険等というふうな形になりますけれども、これらが888件で1億8,415万円となります。

この債権のほうの内訳というふうになりますが、預貯金が457件、差押金額が5,488万2,000円、あとは国税と県の税金の還付金ということでは151件、差押金額が3,670万3,000円、給与件数が119件、金額が2,907万5,000円、生命保険19件、1,531万4,000円、あとはそれ以外の部分でも売掛金とか家賃、地代とかというふうなことがございます。これらの部分を合わせますと142件、4,817万7,000円、これが債権の888件の内訳ということになります。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 財政課長。

○財政課長（高橋博幸君） それでは、2点目の質問にお答えいたします。

三セク債の繰上償還、全額償還による効果額ということでございます。まず三セク債でございますが、旧土地開発公社の債務整理のために平成24年に86億6,000万円借入れしたというものでございます。当初20年間の償還を想定はしておりましたが、銀行等からは10年間で10年後に借換えをするということで予定してございました。令和4年当初予算についてもそのような形で計上してございました。令和4年末の借換えの額としては21億1,000万円あったわけですが、令和3年度決算の繰越金の状況等を見まして全額償還するとしたものでございます。

その効果額でございますが、利率を幾らで見るということはございますけれども、こちらで想定

しましたのは1,400万円ほど効果があったというふうに見込んでございます。

また、今回一括償還することによって毎年々、例えば10年間ですから20億円ですので、毎年で行けば2億円ほど償還が例えば来ますが、その部分が当初予算編成、それぞれの年の当初予算に公債費がなくなりますので、その部分も予算上は軽減になったのかなと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（小野寺 重君） 17番千葉委員。

○17番（千葉 敦君） まず差押えのほうですけれども、2月の令和5年の予算案の審査のときにも伺っていて、そのときは4年末、つまり4年の12月の数字を出していただいておりますけれども、それからいわゆる年度末にかけてやはり額が増えているということでもありますけれども、不動産から始まって件数や額説明いただきましたけれども、中には売掛金とかあるいは生命保険とかあるんですけれども、そして当然給与もありますけれども、生活や老後について、売掛金なんかは自営業者であれば売掛金の一部だということですから、やはり生活に差し支える、将来に差し支える、そういった面は非常に懸念されるわけですが、その辺の点はどのように考えられているのか、お願いします。

それから、やはり滞納するということは、ほとんどの場合当然生活が苦しいということが考えられますので、福祉部の関係部署との連携といいますか、生活保護も含めたそういった相談や連携等はどうにやれているのか説明をお願いします。

それから、2つ目の三セク債のほうですけれども、1,400万円の利子についてはということですが、当初4年の予算の段階では借換えの予定だったけれども財政状況を勘案した上でということですが、これは補正予算に載っていたのかどうか、あるいは私が補正予算で見落としたのかどうかですが、補正予算でどこかで計上されたのかどうか、その辺ちょっと確認をしたいと思います。

○委員長（小野寺 重君） 石川納税課長。

○納税課長（石川栄喜君） 質問の1点目でございます。差押え、債権が生活に及ぼすことはないかというような解釈で理解をいたしました。年金とか生命保険、売掛金、それらにつきましてはやっぱり生活費に直結するものというふうに理解をしてございます。生命保険につきましては貯蓄部分の単価とかというふうな形で、そういったところでの形で優先順位につきましては低いというふうなことで考えております。最初は預貯金とかそういったところで、そういったことをまず財産調査で調べて、そして市税に充当できるかどうかというふうなのを調べてございます。

あとは売掛金につきましても、これらも同様に差押えの優先順位という部分は決して高いところにはございません。生命保険と同じようなくらの、やはりそういうレベルの中での調査の段階で調べているところでございます。

とにかく納め忘れの場合とかいうふうなこともございますが、督促状とか催告電話とかそういった形で納税者の方々に接触をしながら、そして今交渉をしているということでございます。税の納付が困難だということであれば納税相談、本庁3階に来てくださいというふうな形で既にお願いをしているところでございます。そういった中で聞き取りをしながら、生活環境とかあとは本人の体調とか、そういったのも聞き取りをしながら、そういった形で納付相談に応じたいというふうに努めているところでございますし、それらに応じないといった部分についてもいろいろと調査をしながら、預貯金とかそういった部分を差押えとか、そういったところを優先にしながら進めていきたいというふうに考えております。

あともう一つ、福祉の部分の連携というふうに解釈いたしましたけれども、やはり税に限らず、それ以外も同じく滞納しているという場合もあると思います。その分につきましては、そちらのほうの担当と連絡を密にしながら同時に進めていくというふうに行っております。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 高橋財政課長。

○財政課長（高橋博幸君） それでは、2点目の質問にお答えいたします。

予算の計上の関係でございました。当初予算に借換えをやっておりましたが、去年のこの9月議会で決算が確定しまして、あとこの三セク債の全額償還につきましては財源内訳がありまして、一般財源のほかに旧土地開発公社の土地の売払いの部分を減債基金に積み上げておりまして、その取崩しもございます。それについては予算に計上しまして、取崩しの額と一般財源に充てる部分、あとは借換債の取りやめということで議会に提案してございます。

以上でございます。

○委員長（小野寺 重君） 17番千葉委員。

○17番（千葉 敦君） 納税相談、3階に来てと言われますけれども、なかなか3階に来てくれと言われて出向きづらいというのは、後ろめたくて出向きづらいという方は非常に多いんじゃないかなと私はちょっと考えるところではありますけれども、そういった点で3階でないところでやるとか、そういったことも私は必要ではないかなと思いますが、それについての考えを伺います。

福祉との連携ですけれども、市税だけでなく例えば給食費や水道料金とか、いろんな市に納付するような様々なところあるわけですが、そういった等々のやはり連携という意味で、福祉も当然含めてですけれども、そういった中、1つあったからというんじゃなく、常に連携の取れるようなそういったワーキンググループ的ないわゆる庁舎内の横断的な取組といったのはないのかどうか、あるいはそういうことをやるべきではないかなと思いますが、それについて伺います。

三セク債のほうですけれども、何月にどこかの議会で提案されたということで私が見落としたということだと思うんですが、具体的に例えば何月議会か、もしくは、であれば4年度の一般会計の何号補正だったのか分かればお願いします。

○委員長（小野寺 重君） 石川納税課長。

○納税課長（石川栄喜君） 本庁3階にはなかなか行きづらいというふうな話ということで解釈いたしました。やはりなかなか行きづらいというふうな形の声もございます。そこで今年度、今取り組もうとしている部分がございます。というのは、今まで納税相談については本庁ということで対応しておりましたが、自治体DXの関係で進展によりまして各支所とオンラインといいますか、テレビ電話を設置いたしまして、そこで支所とあとは本庁の間で納税相談を今年度やろうということで今準備を進めているところでございます。今まで水沢のほうにということだったんですが、支所のほうにお越しいただいて、そしていろんなタブレットとかいった画面を通じながらそうやって相談に応じるという形で来月あたりからいろいろテスト送信をしたりとか、そういった部分で今進めているという段階でございます。

それと、ほかの部署、ほかの滞納している金額との整合性といいますか連携といった部分につきましては、中には我々ですとどうしても債権者、債務者というふうな形なんですけれども、そういった例えば第三者の方に同席をして、そしてその方に対する全体的ないろんな納付計画といいますか、そ

ういった対応も今何件かは出てきているというふうな状況でございます。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 高橋財政課長。

○財政課長（高橋博幸君） それでは、お答えいたします。

予算の計上時期ということでございました。9月補正、7号補正になります。

以上でございます。

○委員長（小野寺 重君） 13番小野寺委員。

○13番（小野寺 満君） 13番小野寺満です。

奥州市決算審査意見書の145ページ、奥州市健全化判断比率審査意見の中から2点ほど質問させていただきます。

この資料の中では実質公債費比率は16.7%となっており、前年度と比較すると1.7%上回っております。地方債の発行において、県知事の認可を必要とする基準18.0%と比較しますと、1.3%は下回っておりますけれども、公債費等の増加は財政構造の弾力化を圧迫する要因になると今指摘されております。公債費負担の適正化についてどのような方針を持って財政運営を行っているのか、それからまた令和5年度末、今年末ですけれども、どのような数値を見込んでおられるのか、お聞きします。

○委員長（小野寺 重君） 高橋財政課長。

○財政課長（高橋博幸君） それでは、ご質問にお答えします。

適正化をどうしていくかということ、まず1点目でございますが、これまでも繰上償還が可能な部分については繰上償還をしてございます。そのとおりには進めたいと思っておりますが、最近やっているものとしたしましては、取組の一つでございますが、通常起債を借り入れる際は3年据置きという据置きを置いたりする場合がございます。財政見通しにつきましても標準的な3年据置き等で見でございますが、その部分を据置きを置かないで借入れをしたりという部分も工夫をしてございます。そうすることによって当然利息が浮くということで、数百万円程度の効果は出てくるというふうになってございます。

また、令和5年末の実質公債費比率の状況でございます。令和4年につきましては三セク債がありまして急激に上がったという形でございますが、その部分が実質公債費比率ですので3年平均でやっております。今回令和4年の決算の部分が3年間、この残り2年間また響きますので、この2年間は実質公債費比率自体は高い比率、その2年が過ぎれば元のとおり返るんですが、特例的な高さで推移してございます。これが悪いことかといいますと、繰上償還、一括償還を行ったことによるものでございまして、別な数値、指標のほうの将来負担比率、こちらをご覧くださいますと、その全額償還をしたことによりまして大幅に減少になってございます。ということで、実質公債費比率は一時的に上がった形には見えますが、財政の健全化はより図られているというものでございます。

以上でございます。

○委員長（小野寺 重君） 13番小野寺委員。

○13番（小野寺 満君） 13番小野寺です。ありがとうございました。

それでは、この3年間はこの水準でいくということですが、今現在さらに借入れとか負担が増えるという予定はあるんでしょうか。ないという予想の下でやっているとは思いますが。

○委員長（小野寺 重君） 高橋財政課長。

○財政課長（高橋博幸君） これまでもプライマリーバランスの黒字の堅持ということで、回数以上に借りないというのはまず大原則でやってございますので、負担が増えるという見込みは現時点はございません。

以上でございます。

○委員長（小野寺 重君） 14番高橋委員。

○14番（高橋 浩君） 14番高橋です。

私は、決算書6ページ、収入未済額と不納欠損について、また決算書14ページ、市たばこ税について、決算書142ページの委託料、航空写真に關係してお尋ねをいたします。

まず、決算書6ページ、決算書の収入の分なんですけど、収入未済額7億1,000万円余、不納欠損額1,600万円余が掲載されておりますけれども、収入未済額に対してのこの不納欠損に至るまでの経緯、もしくはこの不納欠損の認定といいますか、計上するまでのどのような手続を取って作業されているのかをお尋ねいたします。

2点目としまして、市たばこ税8億5,000万円余の税収がございます。ここはちょっと私の勉強不足で確認なんですけど、聞くところによりますと、例えば最近ですとドラッグストアですとかコンビニエンスストアでもたばこを売っております。地元での昔からのたばこ屋さんというたばこ屋さんもございます。そういうところでたばこを買ったときに、例えばコンビニエンスストアとかですと本社決済になって、その決済額は本社所在地に移るというような話を聞いたことがあります。市はこのたばこ税の額につきましては、どのような経緯でこの8億5,000万円余のお金が市に入っているのかをお尋ねいたします。

それと、賦課徴収費で142ページ、委託料の中で航空写真撮影及び写真地図作成業務委託料6,000万円余の額が示されてございます。この事業内容をお尋ねいたします。

○委員長（小野寺 重君） 石川納税課長。

○納税課長（石川栄喜君） それでは、収入未済額、不納欠損に関する部分で、市税に関する部分のみご説明をいたします。

不納欠損の種類といたしましては、やはりその前に執行停止というのがございます。それは不納欠損する3年前に換価できる財産がないとか、あとは差し押さえて換価すると生活困窮になる、あとは財産とかそういった部分が所在が不明であるというような状況になっている場合は差押えの執行停止というのがございます。滞納処分 of 執行停止が3年間継続していると、状況が変化がないといった部分になりますと不納欠損になるということになります。

今回の令和4年の不納欠損でございますが、これについては3年前ですから、令和元年度にその状態がどういうふうになっているのかというのを調べます。それによってその3年後には徴収権が消滅をいたしますので、そのときに不納欠損となると。

あとはもう一つあるのは時効の消滅という形になりますので、5年間、納付期限から5年後、何も徴収権を行使しないまま5年を過ぎたというふうなことがございます。大きく分けるとこの2つの点がございます。市税につきましては、この5年を経過したといった部分については極力発生しないようにということで滞納債権管理を今行っております。

令和元年度の執行停止の金額でございますが、これは一般会計、国保税、国保会計合わせますと約2,400万円の執行停止ということがございます。その3年後、不納欠損金額が2,200万円というふうな

形で、まず大体の方が同じ状態になって3年を迎えたというふうなことで不納欠損というふうになります。

若干その金額は違ってくるものはあります。中には即時消滅、例えば法人が解散をしたとか、そういったことにつきましてはもう3年を待たずに不納欠損とすることができるというふうに決められておりますので、それらの法に照らしてその処理を行っているところでございます。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 千田税務課長。

○税務課長（千田嘉宏君） それでは、私からは2点目と3点目のご質問にお答えしたいと思います。

まず2点目のたばこ税に関わる税収について、コンビニ店舗が含まれるのかどうかということのご質問でしたけれども、各コンビニ店舗を含む小売店での販売に基づいてということとなっておりますので、コンビニについても市内にあるコンビニの販売実績がそのままたばこ税のほうに反映されているというふうになります。

それから、3点目の航空写真撮影及び写真地図作成業務委託についてですが、この業務は3年に1度、評価替えの前の年に実施しております。これはこの航空写真を撮る業者を選定して、飛行機を飛ばしていただいて、上空から奥州市の土地、主に土地、家屋になるんですけども、現状の把握のために撮影を行っているものです。これは例えば土地の現況地目が課税地目と異なっているかどうかの判断をするために業者に撮影を依頼し、例えばその状況写真と実際の評価している地目が違っていかとかという部分で活用しているものでございます。

ただ、この写真につきましては他の庁内の各部署でも共有して、現状例えば道路とかそういうものの台帳との照合とか、そういうほかの分野でも活用されているものです。

ちなみにこの撮影に関しましては、今回は西和賀町と定住自立圏の事業として共同で行っておりますので、この撮影に係る費用負担は、西和賀町、それから定住自立圏のほうに関係して交付税措置もありますので、そういう事業を行っているという状況です。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 14番高橋委員。

○14番（高橋 浩君） ご答弁ありがとうございます。

不納欠損につきましては、最初の部長の説明の中にもございましたけれども、収納率の向上に努めていくというようなことも含めまして、今後とも時効消滅などということがないようにいろいろ手を尽くして徴収にご尽力いただければと思います。

2点目、たばこ税、この辺は確認できました。よかったです。先ほども懸念していたように、中央のほうにお金が流れていっているのかなと思ってはいたので、それでは困るなと思っていたんですが、8億円余の税収がきちんと入っていることを確認できましたのでよろしいかと思います。

それで、3点目の写真撮影、これは先ほどの説明では庁内各部局とも共有されているということをお伺いいたしました。そこで、さらに定住自立圏もしくは西和賀町と共同で写真撮影等を行っているということは、まさに私が直接の写真撮影ではないんですが森林環境譲与税の関係で航空写真、航空測量ということを提案したときにも、なかなか財政的にも余裕がないので非常に厳しいというようなこともございました。

そういうことも含めまして、改めまして今航空写真の技術も非常に上がってきております。航空か

ら写真を撮りますと、下にある例えば建物もそうですけれども、森林の木の種別であったり木の高さまで測れるような技術もまさにございます。ほかの特に農業分野であれば、私たちもよく指摘されるんですけれども、中山間地の刈り払いをしたかしないかというような確認もその航空写真の地図でできるようなこともあります。非常に今技術も上がっておりますので、各部局単独でなくて各部局で使えるような、金額がもう少し張ったとしてもそれが非常に市の今後の地質、地図作成等のいろんな分野に反映されてくるのかと思います。高度な写真撮影を今後とも続けていけますことを、ご所見を伺って終わります。

○委員長（小野寺 重君） 千田税務課長。

○税務課長（千田嘉宏君） ご意見ありがとうございます。確かに委員がお話ししたとおり、上からただ撮るというよりは、撮る基準もいろいろな決まりというか精度の問題とかがございますので、ちょっと今手元には資料はございませんが、撮影に当たってはその基準をクリアするということを目的としておりますので、様々な分野で使えるような形で今後も続けていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 倉成市長。

○市長（倉成 淳君） ちょっと個人的な意見を補足します。

多分これからは人工衛星の写真と、それからこういう航空写真と、それからドローンでの写真、それを目的別にいろいろ使うことになると思うんですね。ですから、やっぱり市として一番重要なのはそういうデータベースをいかにして活用しやすくするかというところで、これもまたDXの一つの目標に入ってくるというふうに思っています。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） あと何人ぐらい。分かりました。

それでは、ここで午前11時15分まで休憩をいたします。

午前11時2分 休憩

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

午前11時15分 再開

○委員長（小野寺 重君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、財務部門の質疑を行います。

8番東委員。

○8番（東 隆司君） 8番東です。

質問事項が多いので、2回に分けて質問させていただきます。

最初に、3点を決算審査意見書からお伺いをいたします。

2ページの5番、審査意見の中で、2ページの下から3段落目最終行に、「市民負担の公平性や自主財源を確保するために、今後とも収納率向上対策の更なる推進を図られたい」と、こういう指摘がございまして。これに対して具体的な対策をどのように講じておられるのか、お伺いいたしますし、また新たな取組を含めて向上としているものがございましたらご紹介をお願いします。

2点目は、同じく3ページで、これは2段落目に経常収支の記載がございまして。悪化の要因については意見書に記載してございますのでそのとおりだと思いますけれども、令和5年度以降、これは改

善するのでしょうか。改善するのか悪化するのか、いずれになるのか、その見通しとその理由についてお伺いをいたします。

3点目は、同じく3ページ目の下から4段落目のところに長期財政見通しの見直しの部分があります。「将来へ向けて財源不足が懸念される」という指摘がございます。これをどのように認識し、対応していくのか、お伺いをいたします。私はこの指摘に対しては、真摯に向き合いかつ重く受け止め、迅速かつ適切な対応を行うべきというふうに考えておりますが、見解をお伺いします。

この間、メイプルの取得であったり温泉施設等の民間移譲ルールの変更、公共施設の配置、統廃合の遅れ等、将来の財政負担に不安を感じる市政運営が散見されておりますけれども、市民に対しこれのなぜ変わったのかとか、そういったことをきちっと説明し、理解をいただく中で遂行すべきと考えておりますが、見解をお伺いします。

○委員長（小野寺 重君） 石川納税課長。

○納税課長（石川栄喜君） 8番東委員さんからの最初の質問、決算審査意見書に記載されている事項のところで、段落の下から3段目の収納率向上対策の更なる推進といった部分に税に関する部分でご説明をいたします。

令和4年度から、市税の未納者対策ということで新たな取組といたしまして、本税100万円以上の高額滞納者、あとは財産が不明で徴収困難な案件に対しまして、課内の徴収業務の経験を積んだ職員を中心としまして高額滞納整理班というのを位置づけて設置をいたしました。そこで滞納整理に集中的に取り組むなど積極的な対応を図り、滞納整理の促進に努めております。

また、今年度の新しい取組といたしましては、新規滞納者を増やさないということを目的といたしまして、携帯電話、スマートフォンへのSMS、これはショートメッセージサービスというふうな略なんですが、このSMSによる催告を実施してございます。

市全体の収納率向上対策につきましては、当部所管の市税等収納率向上対策推進本部会議などで情報共有を図りながら進めてまいります。

以上でございます。

○委員長（小野寺 重君） 高橋財政課長。

○財政課長（高橋博幸君） それでは、私のほうから、2点目と3点目についてご答弁させていただきます。

まず最初ですが、経常収支比率の悪化と今後のということでございます。経常収支比率につきましては、経常の一般財源収入におきます人件費、扶助費、公債費等の義務的経費の一般財源の割合を示したものであるものでございまして、昨年度よりも7.7ポイントほど上昇しておりまして、この主な要因は先ほどお話ありました三セク債の全額償還ということでございます。

今後の見込みということでございます。今後、公債費につきましては、今まで三セク債であったり大きな起債が減ってきているということ、プライマリーバランスを堅持しているということで、公債費は減る傾向にありました。ただ、今度は減るのもやや横ばいになる傾向にございます。人件費についても横ばいもしくは若干上がる傾向でございますし、扶助費につきましては子どもの関係で扶助費が若干落ちるということで、横ばいの傾向になるというものでございます。今回、大きく上昇はしましたが、一時的なものでありまして、今後といたしましては90%台を推移するのかなというふうに考えてございます。

続きまして、3点目になります。決算審査意見書の中で長期的な財政見通し、将来に向けて財源不足が懸念されるということへの受け止め方ということでございます。メイプル等ございまして新たな財源不足が心配されるというものでございますが、その財源不足の部分につきましてですが、昨年9月に財政見通しの見直しをしてございまして、その計画期間内で標準財政規模の10%程度の財政調整基金を確保できるというふうに認識しておりますし、新たな部分についても現時点ではその対応ができるのかなと考えてございます。

見通しにおきまして、令和4年度財政調整基金の残高でございますが、74.9億円と想定してございました。今回決算で83.2億円ということで8.3億円上振れしているということで、この部分でいろいろな様々な部分に対応できるというふうに考えておりますし、新年度予算、5年度もそうですが、新たな投資の部分で未来投資枠というふうに設けまして、投資しながらも回収できるような仕組みで考えているというものでございます。

以上でございます。

○委員長（小野寺 重君） 8番東委員。

○8番（東 隆司君） 1点目の分で、先ほど課長のほうから徴収経験の長い職員をというお話がございましたが、これによりましてどの程度効果が上がったのか、数字というよりも課長の感覚でも結構なんですけど、どういう効果があったのか、お伺いをいたします。

2点目でございます。今後は90%台前半という課長のご答弁でございました。ただ、この意見書の記載の中には類似団体平均値は88.9%ということでございまして、90%前半ということになりますと若干高いのかなというふうに思うんですが、このあたりは心配のない範囲というふうに理解してよろしいのか、数字のことですのでご見解をお伺いいたします。

3点目の部分でございます。懸念される事項として、先ほどふるさと納税の制度改正に影響があるのではないかというご答弁がございましたが、これの今現在想定される影響というのはどの程度あるものなのか、具体的な数字は無理かもしれませんが、この程度は変な話、マイナスの覚悟はあるのかなみたいなのところももしございましたらばお願いいたします。

○委員長（小野寺 重君） 石川納税課長。

○納税課長（石川栄喜君） 収納率向上対策の質問について、実績等あればということでご説明をいたします。

令和2年度に取りかかったことでの対象案件数でございますけれども、件数としては42案件、対象整理税額、これは本税でございますけれども7,624万円でございます。実績でございますけれども、差押件数、これは延べ件数でございますが18件、自主納付も含めた本税回収額ということでありますと1,113万円というふうになります。これを対象整理税額で割りますと、収納率が14.6%というふうな結果となりました。

主に取組の効果といった部分につきましては、どうしても高額滞納案件は硬直化しているというのが現状でございます。それで整理着手への優先順位がどうしても低くなる傾向にあるのかなというふうに考えております。ですが、高額滞納整理班が集中的に取り組むことによりまして、滞納整理への道筋が少し開けてきたのかなというふうに感じております。

また、先ほど対象案件数が42件というふうにお話をしたんですけれども、これ以外にも本税100万円以上の高額滞納者はいらっしゃいます。これまで地区担当者任せで行ってきた滞納整理、これにつ

きましては、この滞納整理班の班員からの助言とかあとはアドバイス、これらをいただきながら、ある程度この作業はいつまでにとかというふうな期限を設定して整理をしたと。そういった結果、差押処分から分納誓約につながった、そしてあとは自主納付につながったというような効果が表われているというのがございます。

また、高額案件に限らず、これは課内の状況なんですが、課内で滞納整理の方策について職員同士で話し合うというふうな、相談し合うという機会がやっぱり以前よりも増えたというふうに見ております。こういうことが係員へのレベルアップにつながっていくというふうに見ております。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 高橋財政課長。

○財政課長（高橋博幸君） それでは、2点ご質問ありました。2点お答えいたします。

まず1点目ですが、経常収支比率の関係で類団よりも高いというお話でございます。そのとおりでございます。それにつきましてはいずれ、財政の硬直具合を表わす数値となりますので、経常経費の節減に努めてまいりたいと考えてございます。

2点目でございますが、ふるさと納税の制度改正の影響ということでございます。昨日もお話自体はあったようでございますが、具体的な数字というのを持ち合わせでございませぬが、令和4年度決算がふるさと納税、大変ありがたいことに18億円と大きな金額頂いております。財政見通しにつきましては12億円と見ていますので、その影響があってもその中の範囲で収まってほしいなというふうに願っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（小野寺 重君） 8番東委員。

○8番（東 隆司君） それでは、次の3点をお伺いいたします。

1点目は、一般会計等決算参考資料、17番の資料の中の2ページ、特別土地保有税、お1人が2,000万円超えの未済があるようでございますが、この理由と未済解消はできるのかどうか、お伺いをいたします。

2点目は、同じく2ページにございます入湯税についてで、この2ページの分には収入未済があります。これの理由と、滞納事業者の数は何件でしょうか、お伺いいたしますし、同じくこの決算参考資料の20ページに入湯税のページがあるんですけれども、ここで充当先が観光振興502万4,000円、観光施設整備のほうに704万6,000円、消防施設整備に801万5,000円ということで、都合2,000万円余の入湯税がこのように財源充当されているということなんですけれども、この財源充当はここに記載のとおり法律にのっとってやっておられますので、きちっと合法的な処理ということは認識してございますが、やはり温泉事業者の皆さんがお客様から頂戴したものを納めるということで、より観光施設、取りわけ温泉施設等について、やっぱりコロナ影響がまだまだ残っている状況の中でこういったものをある程度柔軟に、こういった事情の年度においては例えば消防施設を大きく減らすとか観光施設整備のほうに充当するというような形の運用は考えられないかどうか、お伺いをいたします。

それから、主要施策の5ページにございますけれども、競争入札参加資格申請受付システム、この導入の効果についてお伺いをいたします。

あわせて入札業務に関しまして、さらなるデジタル化の推進について、あるのかないのか、あるとすればどのようなことがあるのか、お願いいたします。

○委員長（小野寺 重君） 石川納税課長。

○納税課長（石川栄喜君） 8番委員さんの一般会計等決算参考資料等についての関連で、特別土地保有税と入湯税の収入未済に関する経過、理由等について2点ありますのでご説明をいたします。

まず最初に、特別土地保有税の関係でございます。

この特別土地保有税ですが、ある一定以上の土地を取得いたしまして、10年を経過しない土地に対して課税をするというものでございます。開発行為等が、用途がはっきりしている場合については課税免除が受けられるものということになります。この本件につきましては、はっきりとした計画があったことで課税免除というふうにしていたんですが、事業計画が頓挫して実施できなくなったというふうなことから、平成10年から平成14年の5か年を課税したものととなります。これにつきましては個別の情報のために詳細はちょっと申し上げられませんが、法人自体は存在しているものの事業実績はないという状況でございます。滞納処分の執行停止、あとは不納欠損を含め、徴収可能かどうかを今後も判断してまいりたいというふうに思います。

続いて、入湯税の収入未済の関係のご説明でございます。

滞納事業者につきましては1件でございます。入湯税は事業者から申告納税というふうになるんですが、申告書を提出したものの、事業が不振のため事業者がほかの支払いのほうに充ててしまったということで滞納している状況でございます。その後、当該物件は競売に付されまして営業を停止、また競売による当市の配当もなかったため、滞納している入湯税がそのまま未納となっているという状況でございます。

この滞納事業者は冬季閉鎖はしてございません。現在も代表者に納税の催告をしている状況でございます。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 高橋財政課長。

○財政課長（高橋博幸君） それでは、お答えいたします。

まず、2点目の後段の部分でございます。入湯税の観光施設へ充当を配慮すべきじゃないかというお話でございます。まずそもそもの入湯税ですが、温泉が所在する市町村が温泉における入浴に対して利用客に課す目的税ということでございます。地方税法におきましては、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設等様々に充てるというふうに定められてございます。その目的税の趣旨を考えますと、特定の部分だけ、収入としてはもちろんその温泉から頂いているものではございますが、それぞれに充当するというふうなのが望ましいかと考えてございます。温泉施設等で何か必要な事業ということであれば、予算を要求していただいて対応したいというふうに考えてございます。

それから、3点目の部分でございます。競争入札参加資格申請受付システム、こちらのほう導入の効果と、あとはさらなるデジタル化がどうかというご質問でございます。

令和3年、4年の入札参加資格申請につきましては、申請数が1,985件という数でございました。今回のシステムを導入いたしまして、令和5年、6年、名簿については2年ごとで名簿を作成してございます。5年、6年の名簿の申請数は2,283件ということで、約300件増えているということでございます。これは各市町、あとは一部事務組合のほうが連携してやっております、その選択が増えて、あとはこれまではそれぞれの市町、またはその一部事務組合に直接申請書を届けていたものが、そのシステムを使えば選択をすれば簡単にほかのところも選べるということでそれらが増えてきたの

かなと、件数として表れたのかなというふうに考えてございます。

その一方で、1年目ということもありまして、運用の部分で申請される方も、あと事務局側のほうもなかなか熟度が高まっていないというかありまして、手間取っている部分もございます。システムを統一するに当たりまして独自でそれぞれやっている部分ありますので、それについては別途個別調査したりということで、手間がかかる部分も若干ございまして、そういった部分が課題にはなっております。

あと、さらなるデジタル化の推進ということでございますが、入札、契約に関するシステム関係と言いますと、電子入札システムであつたり電子契約システムというふうには考えられるかと思えます。ただ、今回の件も見ましても、業者のほうで対応できない部分もやはりございますので、その辺につきましては周りの状況を見ながら、いろいろお聞きしながら丁寧に進めたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（小野寺 重君） 8番東委員。

○8番（東 隆司君） 最後に1点だけ、入湯税の充当先、必要であれば予算措置において対応させていただくということで、ある意味それはそれとしてありがたいことだと思います。関係者の皆さんには。

ただ、改めてですけれども、地方税法等で決められている用途はたしかにそのとおりですが、必ずそうしなければならないということじゃなくて、これは市の裁量によるというふうに私は理解しております。繰り返しますが、昨今のこのコロナ情勢の中で大変な状況である、その温泉施設に対して温泉施設の利用者から入ってくるお金ですから、それをある程度の期間、温泉施設向けに充当していくという考え方も私は至極真っ当じゃないかというふうに思うんですが、改めてこの見解について伺いして終わります。

○委員長（小野寺 重君） 羽藤財務部長。

○財務部長（羽藤和文君） 事業経費の案分の部分でございますけれども、まず今のやり方としては一般財源の部分での案分ということで機械的にやっている部分もあるので、そういった配慮の仕方というのも一考の余地あると思いますので、検討させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 18番廣野委員。

○18番（廣野富男君） 18番廣野富男です。

先ほどの質問とかぶるかもしれませんが、取りあえず5項目伺いします。

決算健全化判断比率等審査意見書から質問をさせていただきます。

一つは2ページの上段から11行目に一般会計における実質単年度収支等が記載されておりまして、この部分で伺いします。

今回、それぞれ4億7,000万円と全会計では3億1,000万円ほど赤字になっておりますが、これどのように評価すべきか伺いしたいと思えますし、今後もこの傾向が続くのか、続くとすれば対応策をどう考えているのか、伺いをいたします。

2つ目は、2ページの下段から7行目に不用額の記述がございます。これは全会計でしたか、32億円ほどの不用額が出ました。監査委員のコメントとしては「精度の高い所要経費の計上を行い、効率的な予算執行に努められたい」というようなコメントがございます。これに対して、なぜ32億円もの

不用額が出たのか、その原因と今後の対応についてお伺いをいたします。

3点目ですが、3ページの3行目に地方債と債務負担行為の状況について記述がございます。コメントは、地方債の発行は、将来の奥州市に過度な負担を残すことのないよう、財政運営の見通しの下、適切な運用に努められたいという記述がございます。今回、元金の償還額が91億円で地方債発行額が34億円ですから、差し引いた57億円が一般財源から支出したということになりますが、これがこういうペースで今後も続くのかどうか、その点についてお伺いをいたします。

4点目は、先ほどの質問にもありました経常収支比率の部分についての公債費、原因とすべき公債費の状況は分かりましたが、監査意見書の中には補助費が増加しているというふうにも触れておりますが、補助費の部分で膨れた部分というのはどの部分なのか、ご紹介をいただきたいというふうに思います。

最後です。3ページの18行目に公共施設の部分で触れております。老朽化が進んでいる公共施設等の維持・更新費用も多額の経費を要することから、将来へ向けて財源不足が懸念されるというようなご意見がございました。これについてのご所見と対応についてお伺いをいたします。

○委員長（小野寺 重君） 高橋財政課長。

○財政課長（高橋博幸君） それでは、何点かご質問いただきました。順に答えたいと思います。

まず1点目でございますが、実質単年度収支の関係でございます。これが赤字になっているということで、それが対応をどうするかとか、今後どうするかということでございます。

なかなか実質単年度収支の数値の意味合いというのを正確に測るのは難しいものでございまして、言葉で行くと単年度収支ということで、その単年度がどうだったかというようなイメージでは捉えられるんですが、そもそもまず単年度収支という言葉の意味でございますが、これは実質収支の差を示すものでございます。昨年度27億円程度、今回20億円程度ということで、一般会計でお話しすればそうなるんですが、今回はどちらも実質収支では黒になっていまして、その黒字の幅が今回は少なかったということで赤になって見えるということでございまして、言葉で言うところの赤字という捉え方ではなくて黒字の幅が少なかったと。実質収支で見ただけであれば、一番その状況が分かるということになります。

令和3年度決算につきましては、コロナ交付金の関係、実質それ部分も多く額を返還金としてございますが、実質収支が令和3年度が大きかったというのが一番要因で、実質収支今回20億円ですが、その部分の差が赤字のように見えるんですが、黒字の部分が少なかったという形で赤字とは捉えていないという、本当の意味では赤字では捉えていないというものでございます。

2点目でございますが、不用額の関係でございます。なぜこのような多額になっているかという原因と対応ということでございます。

不用額の主な原因といたしましては、端的に言いますと入札の減というふうに考えてございます。また、コロナ事業ございまして、国の制度ということで不確定な時期に市のほうで予算編成したということで、執行に困らないようにということで、コロナ交付金事業につきましては余裕を持った形で持っていたということでございます。

予算編成に当たりましては、参考見積り等を取りまして精度の高い要求をしていると、あと設計に伴うものにつきましては都市整備部等から設計を求めて確認をしてもらっているということで、精度の高い要求をしているということでございます。そういった入札減等による不用額ということです。

それで、なぜ今回多額になったかということですが、昨年度も実際は大きな額で不用額が出てございます。これまで最終専決予算というような形で、3月末で専決予算ということで不用額を落としてという形を令和2年度決算までは行ってございましたが、令和3年度からは選挙があったりといういろいろありましたし、あとは他市の状況を見ますとそういった専決をしていないという状況、あと議会を通さないでということもありますので、そのやり方を改めまして、そういったことで最終専決で不用額を落とせるタイミングがない、2月時点で決算見込みを立てた上で予算をつくっているということです、不用額が大きく出たということでございます。

あと、3点目の地方債の関係でございます。57億円償還していますが、それが続くのかということでございます。

これまで地方債の償還、公債費につきましては三セク債等もございまして大きな額、それらが今回終わったということもありまして下がってきているということでございますが、大体今回下げ止まりといたしますか、57億円程度、50億円程度で今後は推移するというふうに考えてございます。

4点目の補助費等の関係でございます。こちらにつきましては、やはりコロナの関係が大きくございまして、家畜飼料の関係の支援事業であったりごみ処理の負担金等ということで、主に大きい金額としてはコロナの補助金が出ていたということで大きな影響が出ているというものでございます。

○委員長（小野寺 重君） 羽藤財務部長。

○財務部長（羽藤和文君） 最後の質問ですが、公共施設の老朽化への対応という部分でございますけれども、まず修繕の部分については急派修繕も当然必要になりますし、予防修繕という考え方も出てきております。これについてはぜひとも今後配慮していきたいのですけれども、これ担当課とも状況を確認しながら予算措置という形にしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 18番廣野委員。

○18番（廣野富男君） ありがとうございます。後ろのほうから、再度確認の意味でお伺いします。

監査委員さんからご指摘されている、指摘といいますかコメントとして言われている更新費用も多額の経費を要することから、将来へ向けて財源不足が懸念されるよというコメントがあるわけで、これに対して担当部とすればどのような対応をされていくのかということを確認したいということとであります。

それと、先ほどの不用額の関係ですが、そうしますと令和4年度からということなんですか、要は今まで3月の専決といたしますか最終補正で不用額を落としていたのを、最終の決算時にとんと落とすから、言葉が悪いですね、落とすので、これぐらいの不用額は今後も出てくるよというふうに捉えてというか、我々認識すればいいのかということを確認をしておきたいと思います。

それと、先ほどの8番委員の答弁の中で、財政調整基金が今後80億円ぐらい推移するというふうに話を伺いましたんですが、3年まではちょっとかなり厳しいよという財政状況が、コロナ交付金とかふるさと納税の寄附金が想定以上の歳入があつて、かなり財政的に余裕まではいかないけれどもその危機的状況を脱出したと思っていまして、先ほどの80億円、今後財調として残るということだと、今の財政状況は大変厳しいことは厳しいけれども、それほど厳しくはないという認識を我々持っていいるのかどうか、その点をお伺いして終わりたいと思います。

○委員長（小野寺 重君） 羽藤財務部長。

○財務部長（羽藤和文君） まず、施設の更新費用の部分でございますけれども、これ政策判断を伴う個別の部分についてはちょっとこの場では差し控えたいとは思いますが、決算剰余金なり財調の残高なり、それからそういったものを勘案して、総合的な視点に立って必要の都度柔軟に対応はしていかなきゃいけないというふうに考えております。

それから、2点目の不用額の部分ですけれども、まず他市との比較では同等の不用額が出ているという部分と、それから奥州市の予算規模、六百数十億円の予算規模からして3.5%程度の不用額の部分については十分許容範囲かなというふうに考えております。決して精度が低いというような認識は、こちらとしては持っていないということでございます。

それから、3つ目、財調ですね。令和2年度の当初予算を組む段階、当時あと数年で財調が枯渇するのではないかなというふうなおそれもあったわけですが、現在についてはその危機的状況からは脱しているというふうに思っております。この間、想定どおりだったもの、そうではなかったもの、新たな課題というのでも出てきているわけですが、そういったものについては当然説明責任が必要になってくるんですけれども、実は今の状況になるというのは私自身はもう少し先なのかなというふうに個人的には当時思っておりました。ですけれども、健全化の取組のほかに歳入のやはり上振れ分もふるさと納税等ありまして、その部分が成果としては表われてきておりますので、5年度の当初予算からは、削減一辺倒ではなくて未来への投資分という部分への予算配分もできるようになってきたというふうに認識しております。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 18番廣野委員。

○18番（廣野富男君） ありがとうございます。

今、部長お話あったように、令和2年、6項目の改善項目があつて、その危機的状況についても市民に説明してまで協力を求めたところであります。ですから、その状況としてはこのふるさと納税がどう維持されるのかちょっと見通しは立たないところだと思いますけれども、どこかの時点でやはり市民に今の財政状況をご説明しながら協力いただくところは協力いただき、未来投資できる部分は市民にも夢を与えるような対応をぜひしていただきたいなというふうに思います。コメントがあればいただいて終わります。

○委員長（小野寺 重君） 羽藤財務部長。

○財務部長（羽藤和文君） この間、痛みを伴うような部分も実施してきているわけですが、今後予算の配分等、明るい兆しのほう出てきておりますので、その辺については市民の皆さんにも十分ご理解、あるいは周知をしていきたいと思っております。ありがとうございます。

○委員長（小野寺 重君） ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺 重君） 以上で財務部門に関わる質疑を終わります。

午後1時まで、昼食のため、休憩いたします。

午前11時56分 休憩

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

午後1時 休憩

○委員長（小野寺 重君） 再開いたします。

次に、農林部等に係る令和4年度決算の審査を行います。

決算の関係部分の概要説明を求めますが、質疑は、農林部及び農業委員会事務局の概要説明の終了後に、一括して行います。

それでは、概要説明を求めます。

初めに、及川農林部長。

○農林部長（及川和徳君） それでは、農林部が所管いたします令和4年度一般会計及び米里財産区特別会計の歳入歳出決算の概要につきまして、決算書及び主要施策の成果により主なものをご説明いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、コロナ交付金と略称させていただきます。あらかじめご了承ください。

初めに、農林部の所管事務における令和4年度の取組状況の総括についてであります。

農業施策につきましては、令和元年5月に策定し、令和4年3月に改訂した農業振興ビジョンに基づき、本市の農業振興の目標の実現に向けて、農業関係団体と課題を共有して連携を図りながら、担い手農家の所得向上、持続的に発展する農業などを目指して各種施策を進めました。

特に、コロナ禍による外食需要の消失などに起因して、米価をはじめとする農畜産物価格が低迷し、農業収入の減少が懸念された一方において、国際情勢の変化により、肥料及び飼料をはじめとする資機材価格が高騰し、農業経費の増加が危惧されたことから、主食用米を作付する農家や肥料及び飼料の高騰の影響を受けている農業者に対し、コロナ交付金を活用して支援を実施しました。

本年度に至り、電気料金が大幅に上昇するとともに、喫緊では、ガソリンをはじめとする燃油の市場価格が急騰しております。引き続きコロナ交付金を活用した支援を実施するなど、本市農業の振興を図ってまいります。

また、少子高齢化に伴い就農者数が減少傾向にあり、応じて、農畜産物の生産量及び生産額の減少が課題となっております。コロナ禍後の経済活動の再開により、全国的に多くの産業及び業種において人手、働き手の不足が顕著になっており、本市農業と農地、ひいては農村地域の影響が強く危惧されるところです。

新たな担い手となる認定農業者や新規就農者の確保、集落営農組織の法人化の支援に継続して取り組むとともに、農作業効率や生産効率を高めるため、農地中間管理事業の積極的な活用のほか、圃場整備事業の推進により、農地集積・集約化の推進や共同利用機械・施設の導入、農道、水路、ため池等の維持管理に対する支援に引き続き取り組んでまいります。

農村につきましては、農業の持続的な発展や国土の均衡ある発展の基盤として重要な役割を担っており、農地の保全に向け、日本型直接支払交付金制度により支援しているほか、地域の農業の安定向上につながるよう、鳥獣による農業被害の抑止に向けて取り組んでまいります。

森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化防止、林産物の供給などの多面的機能を有しており、適正な整備・保全による機能の維持・向上が重要となっております。森林の多面的機能の持続的な発揮を促進し、緑豊かな森林の形成と林業経営の安定を図るため、施業の集約化及び路網改良等、地域活動の支援を行い、森林の管理体制の強化、生産基盤の整備を促進してまいります。

近年、異常気象による災害が顕著となっております。大雨等による農地や水路等、農業施設など、災害が発生した際には、速やかに対応するよう努めてまいります。

次に、令和4年度において、当部が重点的に取り組んだ主要施策の成果及び決算状況について、資料、主要施策の成果に関する報告書に基づき、ご説明を申し上げます。

初めに、75ページ及び76ページ上段の農業振興事業ですが、農業所得の安定と向上並びに経営体の育成と確保を図るため、生産施設の整備や農地の集積に補助等を行い、その決算額は、コロナ対策分のうち、75ページ下段の奥州市産米販売推進補助事業が197万4,000円、76ページ上段の農業用肥料高騰対策支援事業が9,006万円、75ページ上段のその他が9,981万8,000円であります。

次に、76ページ下段及び77ページ上段の担い手育成対策事業ですが、本市農業が持続的に発展できるよう、認定農業者や新規就農者等の担い手の育成を図るため、農業次世代人材投資資金などにより支援し、その決算額は、77ページ上段の総合戦略分が3,992万6,000円、76ページ下段のその他が1,161万1,000円であります。

次に、日本型直接支払制度事業ですが、関連事業のページが飛びますので、あらかじめご了承ください。

まずは、77ページ下段、中山間地域等直接支払事業の決算額は9億8,322万8,000円、飛んで79ページ、環境保全型農業直接支払事業の決算額は5,451万1,000円、飛んで85ページ、農業生産基盤整備事業、多面的機能支払対策事業の決算額は7億9,210万円であります。これらは、集落組織等が行う農業の有する多面的機能を支える活動の支援でありまして、合計で18億2,983万9,000円であります。

次に、78ページ、水田農業対策事業ですが、安定した水田農業を目指し、需要に応じた米生産を推進するとともに、主食用米を作付する生産者にコロナ交付金を活用して支援を行い、その決算額は、下段のコロナ対策分が1億8,768万9,000円、上段のその他が1,284万7,000円であります。

次に、82ページ及び83ページ上段の畜産振興事業ですが、畜産農家の経営体質の強化と生産体制の構築に取り組むとともに、家畜飼料の高騰の影響を受けている畜産農家にコロナ交付金を活用して支援を行い、その決算額は、82ページ下段の総合戦略分が1,773万7,000円、83ページ上段のコロナ対策分が1億777万2,000円、82ページ上段のその他が1,988万4,000円であります。

次に、84ページ下段及び85ページ、農業生産基盤整備事業ですが、圃場の大区画化により、担い手への農地の集積・集約化を推進する県営土地改良事業のほか、農業水利施設の整備や農業用排水路の維持管理経費に対する負担を行い、その決算額は、さきに説明した多面的機能支払対策事業を除き、6億2万円であります。

次に、88ページ、林業振興事業ですが、森林の多面的機能の発揮と林業経営の安定を図るため、特用林産における生産資材購入の経費に対する補助、森林保全管理に対する支援及び森林環境譲与税を活用した森林経営管理事業を推進し、その決算額は、農林部所管分が1,580万6,000円であります。

最後に、災害復旧事業の決算についてであります。

ページ飛びまして、157ページをお開きください。

令和3年6月から8月にかけてと令和4年8月に発生した豪雨災害により被災した農地及び水路等の農業用施設の復旧工事を実施し、157ページ上段、農地農業用施設災害復旧事業の決算額は7,420万円、亜炭鉱山採掘坑道の落盤による農地の陥没の復旧工事を実施し、157ページ下段、鉱害災害復旧事業の決算額は521万8,000円であります。

以上が、農林部所管に係ります令和4年度決算の概要であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。説明を終わります。

○委員長（小野寺 重君） 次に、菊池農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（菊池紀人君） 農業委員会が所管いたします令和4年度一般会計の歳入歳出決算の概要について、決算書及び主要施策の成果により主なものをご説明いたします。

初めに、農業委員会所管事務における令和4年度の取組状況の総括についてであります。

農業委員会は、関係法令に基づいた農地の権利移動等に関する許認可事務のほかに、農地等の利用の最適化の推進に取り組むものとされており、その内容は、大きく3つに分類されます。1つ目は担い手への農地利用の集積及び集約化、2つ目が遊休農地の発生防止及び解消、3つ目为新規参入、いわゆる新規就農者や企業参入等を促進することによる農地等の利用の効率化及び高度化を促進することとなっております。

当市の農業の現状は、農業従事者の高齢化が進み、遊休農地も増加しているなど、担い手の確保や農業、農村地域の持続が難しい状況に直面しています。これらの課題に対し、農地等の利用の最適化を推進するということは、今、耕されている農地を耕せるうちに耕せる人へおつなぎするものとして、農業委員及び農地利用最適化推進委員が連携して取組を行うことが地域農業の発展につながるものと考え、地域の方々の相談や農地パトロールなど、日々の活動を行っているところです。

次に、令和4年度において、農業委員会が重点的に取り組んだ主要施策の成果及び決算状況について、資料、主要施策の成果に関する報告書に基づき説明申し上げます。

報告書は73ページをお開きください。

1つ目の項目、農地法、その他の法令による農地の権利移動等に関する業務について、毎月総会を開催して決定しております。

2項目め、農地パトロール活動による現地調査の結果では、合計48.6ヘクタールの遊休農地等を確認しており、引き続き発生防止及び解消に向けた活動が重要となっております。

3項目め、行政への農業施策に関する意見・提案として、奥州市産米のPR、中山間等地域と遊休農地対策、経営安定対策と水田活用直接支払交付金の3点について、農業施策の充実を求めています。

4項目め、農作業の受委託料金について関係者の意見交換会を開催し、農作業労賃標準額を策定しております。

5項目め、農業委員会だよりを年2回発行し、全戸へ配布しております。

6項目め、法改正により目標地図の作成が義務づけられ、農業委員及び農地利用最適化推進委員にタブレット端末を導入しております。

このほか、農業委員及び農地利用最適化推進委員の資質向上及び意識高揚のための研修への参画などに取り組み、農地等の利用の最適化を推進してまいりました。

次に、決算書により、主な歳出決算の概要を説明いたします。

決算書は、269ページ、270ページをお開きください。

農業委員会総務費は、総額4,345万円であります。このうち主な経費です。1節報酬は、農業委員23名及び農地利用最適化推進委員40名の報酬で3,151万6,000円、12節委託料は、法令で整備が義務づけられている農地台帳の電算システム運用等経費で合計373万6,000円、17節備品購入費は、タブレット端末で合計198万4,000円、18節会費として、岩手県農業会議会費236万3,000円となっております。また、農業者年金事務経費は、総額244万4,000円で、主に会計年度任用職員賃金であります。

これらの事業推進の財源となる農業委員会費補助金等については、総額3,293万5,000円で、決算説明資料47ページに一括掲載いたしております。

以上が、農業委員会所管に係ります令和4年度決算の概要であります。よろしく審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小野寺 重君） 執行部側をお願いいたします。答弁する方は委員長と声をかけて挙手していただき、委員長が指名してから発言願います。

これより質疑に入ります。

4番門脇委員。

○4番（門脇芳裕君） 4番門脇芳裕です。大きく1点お伺いいたします。

令和4年度施政方針の総括より、12ページの下段枠、豊かさと魅力のあるまちづくり、主に農業について、前半の6個の黒点についてお伺いいたします。

総括評価は、おおむね良好だったという判断を私は受け止めました。市としては、このような推進事業や支援事業を行うことで、主な問題とされています高齢化による農業者の減少問題や担い手の経営規模の拡大の維持、また、6次産業の推進等は解決できると判断できるような内容ですが、その解釈でよろしいかお伺いいたします。

○委員長（小野寺 重君） 及川農林部長。

○農林部長（及川和徳君） 施政方針の総括についてご質問をいただきました。

これにつきましては、解決できるかということで考えますと、どこをゴールにするかということがございますが、現在の事業で問題が一切なくなるかといえ、必ずしもそうではないこともあるだろうなというふうに思っているところでございます。

現在の事業、あるいは施策、いろいろありますけれども、もっとよい方法があるのではないかとすることは常に考えているところでございます。

現在、食料・農業・農村基本法の見直し、これもご承知のとおりだと思いますけれども、恐らく国の政策が大きく変わってくるだろうというふうに思っております。まず、これにしっかり対応していくということが、現在、最重要かなということで、まだ最終、取りまとめの部分を十分に読み込めていないところですが、研究をしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（小野寺 重君） 4番門脇委員。

○4番（門脇芳裕君） ありがとうございました。

同じく総括の14ページの記載を見れば、新規就業者は累計145名という数字が上がっております。農業者人口が少ない中、この数字は大変すばらしいと思いますが、ただ、この数字は、圃場整備事業の要件にあります全ての農地が担い手に集積するという内容の下、不安を抱えながら引き受けた方もいらっしゃると思います。

また、6次産業に関しては、奥州市第6次産業化の現状と課題を確認しますと、その事業に係る費用の半額、または最大50万円となっております。この数字では、書面にあるような生産振興や販売拡大の推進へ進めないと私は考えます。

実際に担い手となった後継者が、なつたはよいが、地域の先輩方との生産物への捉え方の違い、機械導入の考え方の違い等、担い手が抱える個々の問題解決へ向けた取組や6次産業も大型化に向けた

取組についての記載があってもよいと考えました。考えをお伺いして終わります。

○委員長（小野寺 重君） 及川農林部長。

○農林部長（及川和徳君） 圃場整備をきっかけとした新規担い手と今の人・農地プランでいいますと、中心経営体ということになると思いますが、それと、6次産業の担い手ということでお話をいただきました。

実際に、中心経営体になられて、その人が頼りにされるというようなこともあると思います。あと、加工等に取り組むというような場合でもその人が中心になってというようなことはあるのだろうというふうに思っております。

まず、6次産業の部分でございますけれども、これにつきましては、いろいろやり方を変えながら、補助金については検討を進めているところでございます。常にこれがベストだろうということでやっているのですが、なかなかうまく成果が上がっていないという部分もあると思います。

我々考えておりますのは、6次産業につきましては、やはりマーケットインの発想でいかないと駄目だろうなというふうに思っております。

実際に、中心経営体としてやられている方というのは、やはり1次産業の部分に力を注がれるということがまず大前提で、なかなかその時点で、生産の部分に力を入れるということで、なかなか販売とか加工の部分から物を考えるということができる方があまりいらっしゃらないのかなというふうに思っているところでございます。

この補助金につきましては、創設当初からずっと該当するものについて補助するという形で進めておりますが、なかなか委員ご指摘のような大規模なものをやりたいというようなお話は出てきてはいないようでございます。大規模なものにつきましては、国庫補助事業もありますので、そちらのほうをご案内するというふうな形になろうかなというふうに思っているところでございます。

そして、あと、中心経営体の方が地域の中で自分が考えていることがなかなか実行できないというようなこともあるのかなというふうに思っております。

最近の情勢をお聞きいたしますと、農地の受け手が必ずしも自分の経営にプラスにならない農地を頼まれるというふうな事案もあるようでございますし、おらいの田んぼでは米作ってもらわねばねというような地主さんもいるというようなこともお聞きをしているところでございます。自分の農地を荒らしたくないというお気持ちから出るものというふうに思っておりますけれども、やはり現在の農業情勢を考えますと、地域での対応が必要なのかなというふうに思っております。

秋から説明会を開始いたします地域計画の作成におきましては、市からその地域に合った農業形態等の材料をご提案したいというふうに思っております。その際に考えていただきたいのは、最優先すべきなのは、今いる担い手の力を最大限発揮していただくということだと思っております。これを踏まえて、地域での話し合いを進めていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（小野寺 重君） 5番佐藤委員。

○5番（佐藤正典君） 5番佐藤です。2点ほど質問します。

事務事業評価調書から149番、安全・安心確保緊急対策事業について質問します。

2点目として、主要施策の成果に関する報告書から、88ページ、林業振興事業経費の中の伐木講習会の開催について質問します。

最初の1点目、安全・安心確保緊急対策事業について質問します。

震災から12年たちました。この間に随分と放射線量も下がったと思いますが、現在の放射線量をお知らせください。また、いつまでこの緊急対策事業を継続されるおつもりなのか、どの程度の線量になったら事業を廃止されるおつもりなのかお知らせください。安心・安全と言いながら、いつまでも不安を募るような取組は、逆に、市民に疑心暗鬼にさせるのではないかと思いますので、ご所見を伺います。

2点目、林業振興事業経費の中の伐木講習会の開催について質問します。

私も今年度は参加させていただきました。講習会の内容は、チェーンの張り替えから倒木に必要な滑車やロープワークまで、多岐にわたる素晴らしいものでした。県内でも自治体でやっているのは、たしか奥州市だけだったような気がします。素晴らしい講習会だと思いますので、ぜひ今後も続けてほしい講習会だと思います。

一つ感じたことがあるんですけども、参加年齢が、どうしても年配者に偏っているように感じました。私が受講した方々の平均年齢、65歳ぐらいだと認識しております。林業の担い手や従事者の確保の観点から考えたときに、もう少し若い高校生とか20代の若者をターゲットにした取組が必要だと思いましたが、ご所見を伺います。

○委員長（小野寺 重君） 村上農政課長。

○農政課長（村上 睦君） それでは、私のほうから1点目の安心・安全の関係でお答えをいたします。

今、市内4か所で汚染稲わら、牧草等を保管しているわけですが、おおむね3か月に一回程度、放射線量の測定をしているところでございます。

居住区域、あるいは稲わらに近いところというような形で測定をしておるところでございますが、空間放射線量ということでの測定でございますが、高いところで、稲わらのすぐそばでありますと2.72マイクロシーベルトというような形で、高いところではそういった空間放射線量が測定をされているところでございます。一方、ハウスの外側の居住区域で申し上げますと、大体高いところで0.084マイクロシーベルトというところでございますが、やはり保管されているところの空間放射線量が非常に高いというような状況になっております。

それから、いつまでというところでございますけれども、これにつきましては、国のほうで放射性物質汚染対処特別措置法に基づいて、国が処分するまでは市町村が保管をするということになっておりますので、いずれ国の指針に基づいて、その後の処理の方針が決まった段階で処理をするということになるかというふうに思います。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 小山農地林務課長。

○農地林務課長（小山和彦君） それでは、私のほうからは2点目の伐木講習会のことについてご回答いたします。

まず、偏りがあるという部分については、募集段階で年齢制限等をかけていないということで、今スタートさせてもらっております。

市といたしましてもどういった方にニーズがあるのかといった部分については、広報、ホームページで事業の周知をさせていただいて、受講者を決定させていただいているという現状を踏まえすと、

なかなか年齢の制限、偏りをちょっと今解決するすべが思い浮かびませんが、委員おっしゃっているとおりの、やはり若者を今後も林業従事者という形で育成するためにもターゲットをある程度絞るというやり方も必要かなと思います。これにつきましては、岩手県のほうで林業アカデミーを開催しておりますので、似たような形をこちらでもできるかできないか、ちょっと検討も協議させていただきながら検討したいと思います。

以上でございます。

○委員長（小野寺 重君） 6番高橋委員。

○6番（高橋善行君） 6番高橋善行です。農業委員会についてお尋ねします。

主要施策の報告書の73ページです。下段のほうです。4番と6番についてお伺いします。

農業委員会におきましては、今度、今年末にかけて作業賃金の標準額というのを策定されるんだと思いますけれども、昨今の燃油代であったり原材料費の価格ということもありまして、借手側、貸手側というか、受け手側、出し手側というか、両方で話し合っただけの作業賃金決めるんだというふうには思っておりますけれども、生産者には、結構というか僅かではありますが、補助は出ているわけなんですけれども、受託者には直接作業補助というのは出てきていないわけなんです。なので、そんなことを考えると、ぜひ、この作業賃金改定に当たっては、少し単価を上げるべきではないかというふうに思うのですが、ご所見を伺いたいということです。1点目です。

それから、6番の農業委員、推進員64名にタブレットを去年から配布されたということでしたけれども、この活用方法、活用の成果等についてお知らせください。

以上、2点です。

○委員長（小野寺 重君） 菊池農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（菊池紀人君） 2点ご質問いただきました。

まず、1点目の農作業労賃の関係ですけれども、農業委員会としましては、農業振興専門委員会という組織があるんですけれども、こちらのほうで例年8月頃から検討を重ねまして、その年の農業情勢等を考慮して、新年度に向けて意見交換会等を開催しまして、毎年度12月頃に農作業労賃の標準額を公表しているという経緯があります。

その意見交換会につきましては、受託者10名、委託者10名、これは9市町村から2名ずつお願いしているんですけれども、それと、あと関係機関ということで、普及センターや農協さんやNOSA Iさんの関係者ということで意見交換会を開催しております。

標準額の一覧につきましては全戸配布させていただいているんですが、確かに、ここで燃料や資材が著しく高騰した場合、そういった例なども記載させていただいております。あくまでもこの標準額につきましては、目安の額ということで示させていただいております、当事者間で話し合いの上、調整していただきたいというのがこちらの意向でもあります。

ただいま委員さんのほうからもご意見いただきましたので、今年度、今、検討をしている最中でありまして、こういった意見がありましたということを委員会のほうには伝えていきたいというふうに思います。

それから、2点目のタブレットの関係であります。

タブレットにつきましては、今回、農業委員会サポートシステムの農地の情報、地図の情報の更新、さらに情報収集や登録業務用としてタブレット端末を導入したということになりますけれども、現在

進めております地域計画の目標地図作成に向けて、現地確認や意向調査を行う際に活用するというふうなものになっております。

ただ、現時点では、さらに活動記録簿というものもつけていただいているんですが、そういったものもタブレットで提出していただくというふうな流れになっております。

当初、高齢の委員さん方には、タブレットということで嫌悪感ありましたけれども、全体の操作研修会を昨年度、4年度には3回開催しまして、今年度は、全体の操作研修会を2回ほど開催させていただいております。さらに、各地区の研修会を開催し、さらには個別にも、分からないという場合には対応させていただいております。

ということで、活用としましては、今後、いろいろな場面で活用していくことになりますし、現時点におきましても各委員さん方、全員が活動記録簿をタブレットで提出していただくようにもなってきましたので、今後の活用に向けていろいろ努力していきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 6番高橋委員。

○6番（高橋善行君） 6番高橋です。

タブレットの件に関しては了解しました。ぜひ有効活用していただければなというふうに思います。

一つですが、農作業賃金のほうですけれども、もう一度お伺いしますけれども、奥州市のホームページにも農作業賃金標準額というのが載っているんですけれども、それは、基準は基準であって、下のほうに、ただし書として燃料や資材が著しく高騰した場合ということで、今、局長からもお話ありましたけれども、こういうふうに書いてあっても当事者同士で、燃料代上がっているから、どれぐらい上がっているからということでは、値上げしますよというふうにはなかなかかなりづらいところがあるんですよ。お互い顔も見えているものですし、結構長く付き合っているということがあると思うので。

だとすると、この間、岩手県の最低賃金が893円でしたか。出ましたけれども、大体、農業委員会の標準額というのは、まず人力作業の1時間単価が出て、それ以外のあと農業機械の作業の単価が出てくるところなんだと思いますけれども、大体、作業賃金が出た後にプラス何円とかという形の中で作業単価が決まって、それに準じた形の中で、最低賃金を下回らない形の中で作業単価、それから機械単価が決まってくんですけども、機械は上がるし、燃油は上がるし、でも、作業単価が上がらないということになると、やっぱり今度は農作業、受け手がいなくなってくるという可能性もあるので、そこは、両者の話合いということでは分かっていますけれども、受託者が、作業を受ける側の人が少し恩恵を受けるような形の中で検討していただければなというふうに思いますが、せっかく会長おいでですので、会長のご意見を伺って終わります。

○委員長（小野寺 重君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（阿部恒久君） 阿部です。

この標準額ということで、ずっと毎年農業委員会で示させていただいているところでございますが、特に今年、燃料をはじめ、肥料等、生産資材の高騰をしました。ただ、これがいつまで、これから何年続くかということも不透明でありますし、今年といいますか、今回の標準額については、それが反映しづらいところがあるのかなというふうに考えております。したがって、昨年と同額ぐらいになるのかなというふうに思っていますが、いずれ、先ほど局長が答弁したとおり、これは農業振興専門

委員会のほうで、さらにまた協議、これから受託者、委託者の皆さんとの意見交換もごございますし、そのところで決めていただいて、最終的には総会で決定するということになります。

これまでの標準額見ていきますと、奥州市は近隣市町村より機械作業については高いところにいっております。今年、これからまたさらに、先ほどのような要因で上げるとなると、さらにまた格差が出てくるのかなというふうにも思いますし、また、近隣市町村が資材の高騰によって賃金に、標準額にどのように表れてくるか、その辺もやっぱり見ていかなきゃいけないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（小野寺 重君） ほかに。

14番高橋委員。

○14番（高橋 浩君） 14番高橋浩です。

私は大きく3点、1点目は、決算書3ページ、4ページの2款3目森林環境譲与税の関係について、2点目は、主要施策の77ページ、79ページ、85ページにおけます日本型直接支払制度事業について、それと、主要施策87ページ、国土調査事業についてお尋ねをいたします。

まず、決算書3ページ、4ページの地方譲与税、森林環境譲与税についてご質問いたします。

収入決算額が6,297万円となっております。森林環境譲与税、令和2年度については4,900万円、令和3年度は4,800万円、どんどん増えているような状況でございます。今までの質問の中でも基金に多く積まれているというようなご答弁でございました。決算書の318ページ、6款2項1目、最後なんですけど、基金積立金の中で、森林環境譲与税の積立金が6,302万4,000何がしとございます。ちょっとこの金額のずれというか、この違いが、そののずれがどういうところから来ているのかなというところを改めてご確認したいと思います。

それと、森林環境譲与税ですが、主要施策の88ページ、森林経営管理事業、森林環境譲与税がこの森林管理事業にも関わっているのかなと思います。そこで、確認というか質問いたします。

管理事業の中の（1）から（5）まで、これの（1）は現地調査の委託とありますが、この委託先、そして調査内容等、ご説明をお願いいたします。

（2）森林アンケートの実施とありますが、このアンケートはどのような地域にどのような形で行ったのか伺います。

先ほども5番委員からも質問がありました伐木講習会の関係ですが、これの実施回数、どのような実績があったか。

そして、（4）造林事業に対する補助等であります。この造林事業は植林だとか、そういうことだと思うのですが、この造林事業の事業実績についてお尋ねをいたします。

（5）地域林政アドバイザー、事務補助員の雇用とございます。地域林政アドバイザーを森林環境譲与税で雇用されているというのは前にも報告は聞きましたけれども、改めまして、アドバイザーの人員と事務補助員の役割等についてもお尋ねをいたします。

続きまして、日本型農業直接支払の関係、主要施策77ページ、中山間支払事業で9億8,000円余、そして、環境保全型では5,400万円余、多面的機能にあつては7億9,000万円余の予算が組まれてございます。それぞれの日本型直接支払事業について、私も住んでおります中山間地域では、非常に頼りにしている補助でございます。このことにつきまして、農家の担い手も少なくなっている中で、担当

部局としてはどのような認識でいらっしゃるのかお尋ねいたします。

そして、3件目でございますが、主要施策の87ページ、国土調査事業、この現状と今後の見通しについてお尋ねをいたします。

この事業評価では150%、もしくは100%の事業成果というようなことが出ておりましたけれども、たしか私の以前調べたというか調査した関係では、奥州市では、まだ国土調査がなされていないところは、奥州市の東部地区、江刺の梁川、米里、伊手辺り、それとあと、前沢、水沢市外の二、三か所、確かに国土調査関係でありますと、全国でも岩手県は上位5番目に入るぐらい国土調査が進んでいる地域でございます。さらに、岩手県においては、岩手県でも80%以上が国土調査が済んでおります。そういう中において、奥州市が、まだ残っているのは僅かなところなんです、全体としては進んでいる地域なのですが、まだ終わっていない。ここを奥州市のほうではどのように考えて事業を進めているのかお尋ねいたします。

○委員長（小野寺 重君） 小山農地林務課長。

○農地林務課長（小山和彦君） 大きくは3点ほどご質問いただきました。もしかして回答漏れるかもしれませんが、そのときはよろしくお願いいたします。

まず初めに、決算書3ページ、4ページに関わる森林環境譲与税の金額の部分でございました。それと併せた318ページの基金繰入金との関係ということでの問合せでございます。

まず、こちらの森林環境譲与税につきましてなんですけれども、譲与額につきましては、令和元年度から昨年度まで入っている状態で、総額で1億8,300万円ほど譲与されております。市といたしましては、一旦この譲与税額を基金のほうに繰入れをし、さらにその繰入れから、それぞれ林業振興事業のほうに充当していくという形の取扱いを取らせていただいております。

あと、318ページとの違いの部分なんです、基金額がたまってきたことによって、どうしても利子が発生しているということで、若干、その利子分を含めた形で、積立金のほうは、基金利子の部分も含めて基金のほうに繰り出ししているということで、若干、譲与税額と繰出金の金額に差異が生じているといったものになっております。

続きまして、それぞれ主要施策のほうの概要についてでございます。

初めに、現地調査の委託先及びその内容ということでございました。

まず、森林現地調査につきましての委託先については、奥州地方森林組合さんのほうに委託をお願いしております。

現地につきましては、所有者の状況、現地の状況、それらを含めた形で調査をさせていただいております。具体的な調査目的につきましては、やはり森林所有者の林業生産活動に対する部分がなかなか把握しづらいということで、森林の現状を把握し、調査の結果を林業施策や適切な森林の保護、これを進めていくために現地調査を行っております。

続いて、アンケートの実施の部分でございました。

現地調査につきましては、ちょっと細かい部分でいいますと、令和2年、3年が江刺の梁川地区を対象に行っております。令和4年度、昨年につきましては、衣川を対象に行っております。

大きな現地の違いという部分で話しますと、江刺の梁川地区につきましては、どちらかというと森林所有者の状況が0.5ヘクタール未満の所有者が多いという実態が見受けられました。それらを踏まえて、森林経営をしていく段階では、ある程度、一団となったまとまりが必要だろうということで、

まとまりができるかできないかといった部分を現地で調査させていただいております。なかなかその部分につきましては、やはり所有者数が多いということで、まとまりを持たせること自体が結構難しいかなというふうに捉えております。あわせて、そういった実態が江刺でありましたので、衣川につきましては、比較的保安林が多いということで、そちらの実態も調査してみようということで、昨年、調査をさせていただきました。おおむね1ヘクタールから3ヘクタール規模の森林所有者が多く見受けられたという実態がうかがえました。

それらを踏まえたそれぞれの森林所有者へのアンケートでございますが、アンケートにつきまして、江刺におきましては、やはり所有者がほとんど現在は管理していないけれども、自分で管理したいという意向は見受けられました。衣川につきましては、現在は確かに管理していないと、将来的にも自分で管理する気はないといったことがありました。さらに、あわせて将来的にはという問合せをしたところ、できれば管理は任せたいという意見が多くございました。

これらを踏まえますと、なかなか一団にまとめることは難しいと。そうすると小規模でのくくりでの森林整備が有効的なのかなというふうに当方では考えておりまして、今後は、間伐などに対する支援、植栽などの支援、これは国・県補助事業の対象外の、いわゆる小規模の部分については、市のほうで支援していければなというふうに考えているところです。

続いて、伐木講習会の開催状況です。

伐木講習会につきましては、令和3年度から、市のほうの事業につきましては初級ということで、できるだけチェーンソーの前に机上での勉強、さらにチェーンソーの取扱方、多少の実技といった形のものを行っております。

令和3年度は、1回の講義を3日間に分けて行いました。その際、12名の参加をいただいております。昨年度は回数を増やして全2回、それも1回当たり5日コースということで開催をいたしました。これにつきましては、トータルでいいますと17名の参加をいただいております。

本年度なんですけれども、それらを踏まえて、ある程度、初級プラス、さらにやっぱり実技指導が欲しいよということで受講者からのアンケートいただきましたので、今年度は、初級のほかに中級という形で、実技をメインとした伐木講習会を開催いたしました。内容につきましては、全5日のコースをそれぞれ1回ずつということで、延べ18名の参加をいただいております。

なお、中級のコースにつきましては、先ほどちょっと説明した広報での周知ができなかったという部分もございましたので、昨年、参加者に対して、今年度こういった中級をやりますけれども、どうですかという形でお声がけをさせていただきまして、先ほど17名の参加があったと言いましたけれども、ここから8名の参加をいただいて、中級の講座を今実施しているというところでございます。

造林事業の補助金の部分ですが、ここには77万9,000円の実績ということで、内容につきましては、森林組合、森林所有者などが県の補助事業を受けて、森林整備、除間伐、下刈り、枝打ちといった部分について、県の査定事業の1割以内で市のほうもこの造林事業で補助をお出ししているということで実績が77万9,000円ほどとなっております。

林政アドバイザー、事務補助につきましては、それぞれ今1名ずつということで、林政アドバイザーにつきましては、先ほどの現地調査に併せて、森林組合さんと一緒に現地を行って、それぞれ内容を確認してくるといった形での助言指導のアドバイスをさせていただいておりますし、アンケート調査等が取りまとめをする関係上、事務補助1名というものを昨年度から配置させていただいております。

続いて、大きな２点目の日本型直接支払制度の関係でございます。

中山間、多面的、特に中山間につきましては、現在、令和２年度から第５期対策ということで、５年間を一对策期間という形で、令和２年度から令和６年度までの第５期対策を実施中でございます。

令和元年度から２年度が対策の切替え時期だったわけでございますけれども、この際には、多少取組面積とか、参加者の大幅な減少が見られました。

ただ、一方で、現在は、年々その取組面積及び参加者がまた入っていただいているということで、すごく多くはないですけれども、微増なんですけれども、増加が見受けられるといった形があります。これにつきましては、もしかしたら地域ぐるみでの農地保全をしていこうという気質が高まってきているのかなというふうに考えられるところでございます。

また、多面的につきましては、取組期間、こちらも５年間なんですけれども、それぞれ各組織の申請から開始しておりますので、統一した対象期間という形にはなってございません。取組組織につきましては、おおむね横ばいということで、一方では、取組面積につきましては、多少減少傾向にあると。これにつきましては、単家農業者の減少も見られるということで、やはりなかなか労力不足になってきているのかなというふうに感じております。

ただ、一方で、この多面の部分につきましては、非農家の参加の方が微増という形になっておりまして、いわゆるこちらも地域ぐるみでの取組になればいいかなというふうに考えております。

環境保全につきましては、どちらかというと言農指導の部分がメインになってきておりますので、その取組につきましては、今後もそれぞれ農業者に対しての指導、支援を行いながら継続して取り組んでいただければなというふうに思っております。

多面、中山間につきましては、やはり交付金があるから取り組んでいるといったよりもどちらかというと地域全体での農村・農地保全という意識によって継続されているものがあるのかなというふうに推測しております。

あと、委員指摘のとおり、人口減少、農業者不足から、なかなかこれまでの活動といったものも困難になってきているというのも現状としてございます。やはり、交付金の継続はもとより、労働力確保のための取組について地域内での話し合いを基本としながらも市とか企業、あとは他産業、他地域、そういった方々からのご協力をいただきながら農地保全の体制の構築に努めていく必要があるのかなというふうに感じているところでございます。

最後に、国土調査の関係でございます。

現在、江刺梁川の一部ということで、平成31年から取組を開始しておりまして、４年目という形になっております。すぐに進むものではなくて、実際の収支の進捗状況というものにつきましては、令和４年度時点で59.43%ということになっております。まだまだ40%ほどやっていないエリアがあるということで、県内の９団体においてなかなか進みが遅いところが、県内での協議会をつくって、それでお互い情報共有しながら取組を進めているということになっております。

やはり最近の災害とか相続の問題とか、そういったことが現在、課題、問題として上がってきておりますので、市といたしましては、この国土調査事業につきましても今後も率先的に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（小野寺 重君） 14番高橋委員。

○14番（高橋 浩君） ありがとうございます。多岐にわたって質問して、答弁のほうも大変お疲れさまでございました。ありがとうございます。

それでは、改めて再質問させていただきます。

まず、森林環境譲与税についてであります。森林環境譲与税の基金、今現在の基金総額は幾らになっているのかを改めてお尋ねいたします。

それで、午前中の財務のほうでも質問したのですが、いろいろな財務のほうでも写真撮影ですとか、いろんな作業をしているようでございます。そして、定住自立圏、西和賀町を含めて、そちらと共同して写真撮影等もやっているというようなお話がございました。

前に、私も森林環境譲与税の測量の関係で、撮影の関係、森林環境譲与税も投入してはということなことで、もしくは、定住自立圏の関係で協力してはということもお伝えしました。

改めまして、基金の総額及びその基金を使ってどのような事業ができるか、それとあと、また、前にも一般質問でも度々しておりますけれども、せっかくの森林を活用した収益事業というところと語弊があるやもしれませんが、森林環境譲与税を活用して、例えばですけれども、衣川地区の自然塾を使った森林環境アクティビティーを実施するですとか、そういうことも考えてはいかがかと思えます。その辺の所見をお伺いしたいと思います。

2点目の日本型直接支払関係ですけれども、先ほどのお話では、微増、少し増えているところもあるけれども、おおむね横ばい、もしくは少なくなっているというような現状をお話いただきました。

直接やっている私どもにしましても、正直言いまして、収益の上がない状況でのこの支払いを頂きながら農地を管理しているというのが正直なところでございます。そして、農業者の高齢化に伴い、ましてや中山間地域で農業生産、収益の上がない場所での農地の確保、農地を守るという作業、この補助金がないとなかなか、その補助金で生活するというのではなく、年金で生活しながら補助金で、年金で油を買って機械を修理して農地を守る、そして、農業を守っていくような現状でございます。

その辺も踏まえて、今後の農政課におかれましては、例えば農家組合、もしくは契約組合の統廃合、整理も含めてどのような指導を行っていくか、どのような対策を講じていくのかを改めてお尋ねいたします。

国土調査事業でございますが、これは評価調書を見ますと、100%もしくは150%の達成率とございます。事業目標に対しての達成率かとは思いますが、全体の国土調査の、例えば奥州市の実施率40%を行っていない、行われていないというような状況もございます。

正直言いまして、岩手県のほとんど8割以上の市町村は国土調査終了しております。ましてや奥州市、I L C誘致等を考えますと、そのI L Cが通る上が国土調査も入っていないというような状況は非常にゆゆしきことではないのかなと思うところでございます。

その辺も考えまして、評価調書、100%、150%とありますけれども、もうちょっと目標値を上げて、国土調査をもっと積極的に進めていかれるようにしていただきたいと思います。所見を伺って、私の質問を終わります。

○委員長（小野寺 重君） 農地林務課長。

○農地林務課長（小山和彦君） それでは、大きく3点いただきましたので簡潔にお話ししたいと思います。

まず初めに、森林環境譲与税の基金の状況ですが、今時点というか令和4年時点の基金残高につき

ましては1億3,243万1,000円となっております。こちらにつきましては、委員ご指摘のとおり、なかなか活用できていないなというところがございます。今年度につきましては、衣川のモデルということで、フリーライミングとかを実施している、いわゆる体験事業ですね、そういった部分にも取り組みたいというふうに考えておりますし、先ほど説明した事業内容のほかに、今の体験型事業、さらに、それらのメニューが構築できれば、関係人口なり交流人口を増やすための施策といった部分にも活用していきたいというふうに考えております。

次、3点目の国土調査の部分でございます。

国土調査の部分につきましては、やはりなかなか市単独での調査を進めていくというのは、事業費的にも大きく関わるものでございますので、これまでも国・県に対して、調査事業の補助金の要望等を行っております。そういった要望もしながら、積極的に進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（小野寺 重君） 村上農政課長。

○農政課長（村上 睦君） それでは、私から2点目のほうについてご答弁をさせていただきます。

先ほど組合の統廃合というような話がありました。必ずしも中山間の組織と、それから地域の集落営農組織が同一ではないかなというふうには感じているところではございますが、集落営農の部分で申し上げますと、先日、県のほうでも研修会があったわけですが、やはり西日本のほうでは、小さな集落営農組織、あるいは法人、個人等も含めて、組織が何団体か集まって、新たな大きな法人を組織して営農に当たるというような事例がこの間の研修会で報告をされているところです。組織が大きくなることによりまして、新たな人が雇用できたりでありますとか、機械導入であったりとか、様々なメリットがあるというところで、西日本のほうではそういったのが進んでいるというような案内でございました。

いずれ、これから始まります地域計画の話合いの中でもそういった形で地域の農業をどうするかという部分での話合いをしながら、今後の組織の在り方についても検討していただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） あと何人ぐらいか。

それでは、2時25分まで休憩いたします。

午後2時8分 休憩

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

午後2時25分 再開

○委員長（小野寺 重君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、農林部等の質疑を行います。

3 番菅野委員。

○3 番（菅野 至君） 3 番菅野至です。主要施策について2点と事務事業評価調書について1件、お伺いいたします。

まず1つ目なんですが、主要施策の76ページ、下段の担い手育成対策事業費の2番目の人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業というところについてです。

関連してなんですが、事務事業評価調書の28ページの連番でいうと186番の地域計画策定事業も関わってくるんですが、そういった中で、この中に担い手の明確化や地域の課題共有を図ったとありますが、今の主要施策のほうですけれども、その成果について、最終的に令和4年度、どのような評価がなされたかという、その結果についてお伺いしたいと思います。

続きまして、主要施策の77ページ、上段の担い手育成対策事業経費の3番、農業労働力確保対策事業についてお伺いします。

この内容というのが研修講師謝礼金等ということですが、多分研修会が行われたかと思うんですが、どのような方向けにどのような研修が行われたのか、また、参加者については何人ぐらいだったのかというところをお伺いしたいと思います。

3つ目になります。事務事業評価調書の24ページになります。連番でいうと157番になります。

農業競争力強化支援事業についてですが、これはスマート農業におけるという内容が書かれているわけですけれども、このモデル事業という言葉が出てくるんですが、その先行事例による波及効果ということが書いてあるんですが、その波及効果というのがどれぐらいあったかというところをお伺いしたいと思います。

以上、3点についてお願いいたします。

○委員長（小野寺 重君） 村上農政課長。

○農政課長（村上 睦君） 1点目の人・農地プランの関係でございます。

これにつきましては、人・農地プランの法定化、これから地域の話合いを始めるわけですが、この取組に当たって課題等を把握することを目的としまして、先行の取組地区としまして玉里、稲瀬、若柳の3地区の地区振興会の協力を得て、試行的に地域の話合いに取り組んだものでございます。

その話合いの中で、様々な課題が出てきたわけではございますが、やはり市として、農業を産業として取り組んでいくための提案をしなければならないでありますとか、話合いの進め方として、若者や非農家を巻き込んだ話合いの必要性といった部分が出てきておりますので、その辺につきましては、これから行います地域計画の地域での話合いで取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、2点目の農業労働力確保対策支援事業ですが、特定地域づくり事業協同組合というのが制度研修会を1回開催しております。具体的には、社会保険労務士さんによります研修会ということでございます。対象は、両J A、それから商工会議所、それから当市と金ケ崎町を対象にということで、これは要派遣事業についての基本的な考え方、あるいは特徴でありますとか、そういった部分についての研修会を開催したところでございます。

労働力研修の参加者でございますが、10名ということで、各団体から2名ずつということで10名の参加というところでございます。

それから、先進技術導入実証業務委託料でございます。これは、育苗用のハウスを活用したミニトマトの栽培ということで、モデル的に実証をしたものでございまして、これのデータを取りまして、要は、新規就農者でも基本的なデータに基づいた作付をすることによりまして、初年度からでもある程度の収穫ができるようにということでの実証試験を実施しているものでございます。

以上でございます。

○委員長（小野寺 重君） 3番菅野委員。

○3番（菅野 至君） ご答弁ありがとうございました。

再質問させていただきます。

1つ目の人・農地将来ビジョン確立のほうなんですけれども、こちら、これから計画というのが策定されていくわけですが、令和4年度の3地区での取組の中で課題が出てきたということなんです、これから進めていく中で、その課題の中で一番これ気をつけなきゃいけないなというところ、農林部のほうでお考えのところというところを聞きたいと思います。

あとは、2つ目のところで、派遣事業というお話が出てまいりましたが、その派遣事業というのはどういうものなのかというところの詳しいところをお聞きしたいと思います。

続きまして、3点目なんです、モデルということなんです、この評価調書の中で、指標名が新規就農者数になっています。令和4年度の実績が29というふうになっているんですが、これは、この事業に対して29件行われたということではなくて、単純に新規就農者が29人いましたということに見えるんですが、そうすると、この事業の評価の指数としては意味合いが違ってくるのかなと思うんですが、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

○委員長（小野寺 重君） 及川農林部長。

○農林部長（及川和徳君） 3点いただきました。

まず最初の地域計画に係る部分なんですけれども、我々、やはり最大の課題は、それぞれの自分の農地と、それから米に対する執着だというふうに考えております。

やはり一大転換期にある現在におきまして、従前のような、それぞれの土地をそれぞれが耕作するといったようなことがなかなか難しくなっているという中で、その農地、あるいは奥州市の農業を守っていくためには、みんなでその地域の農地を守るといったような考え方が必要になってくると思います。そして、その中で、今まで県南の米どころとして主食用米の生産に力を入れてきたわけですが、そのときに応じた、需要に応じた生産ということを国でも言っております。恐らくこの流れは止まらないのだろうなというふうに思っております。やはり求められるものを生産するということが重要なのかなと。それを個々の農家が取り組むということではなくて、それぞれの地域で取り組んでいただくということが重要かというふうに考えているところでございます。

それから、2点目の派遣事業の内容でございますが、これにつきましては、今、様々な業界で人手不足が起こっております。そして、特に農業におきましては、冬場の仕事がないというのがずっと前からの課題になっております。それを他産業と組み合わせ、通年雇用に向けてできないかなということで、それぞれの人が要る時期に合わせて、それぞれの事業所等へ派遣をするというような形で事業を考えられているものでございます。

ただ、研修を実施しました中では、やはりちょっと難しい部分が多いねと、やはりこの辺の地域におきましては積雪という問題ございますし、やはり冬は社会活動、経済活動が停滞をするという時期になりまして、どの業界もそういう課題を抱えているというような地域特性から、なかなかまだこれだというものが見いだせていないという状況でございます。

それから、3つ目の競争力の関係、ミニトマトの実証実験の部分なんですけれども、これにつきましては、最終的には、課長から申し上げましたとおり、新規就農者が園芸作物ですと最低零点ということがございますので、やはり最低でも50点取れるようなものがあればリスクが少なく取り組めるのかなと、最終的にそこにつなげたいということでやっている事業でございまして、確かにご指摘のと

おり、直接これが新規就農に結びつくというようなことからすればちょっと遠い指標なのかなというふうなことでございます。今年度以降については、改めて考えてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（小野寺 重君） 11番千葉委員。

○11番（千葉和彦君） 11番千葉和彦です。2点伺いたいと思います。

まず、1点目、主要施策の73ページ、農業委員会総務費について、この中の2番です。

これまでも同僚委員、よく質問されてきましたけれども、遊休農地、農地パトロールを行った結果が4年度分出ておりますが、残念ながら昨年度に比較して10ヘクタールほど増えていると、それ以上増えているのかな、という状況のようなのですが、再生利用が可能な遊休農地、困難も併せて、指導といいますか、今後どのように対応していくのかについて、まず伺いたいと思います。

それから、主要施策77ページ、総合戦略の担い手育成対策事業経費の新規就農者支援事業につきまして、こちらのほう、実績、先ほど4番委員さんもしゃべりましたが、大分頑張っていたいているなというところがございますが、こちらのほう、新規就農者、全国的には、新聞報道ありましたけれども、約4割弱が5年以内に離農しているという状況のようなんですが、奥州市でそのような案件があるかどうかについて伺いたいと思います。

○委員長（小野寺 重君） 菊池農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（菊池紀人君） それでは、ただいま1件目の質問にお答えしたいと思います。

遊休農地の関係でありますけれども、今までの答弁の繰り返しになる部分もあるんですが、まず状況としましては、直近3か年の推移で見ますと、遊休農地については、凸凹はあるんですが、ほぼ横ばい傾向にあるという状況ではあります。令和4年度の実績で21.2ヘクタールということに遊休農地はなるわけなんですけれども、4年度のこのうち2.5ヘクタールの解消目標としてきましたが、1.6ヘクタールの解消にとどまっているというところも前回の一般質問等の際にもお答えしているような状況ではあります。

令和4年度につきましては、その前年度、令和3年度に比べますと、このとおり、10ヘクタールほど増加しているような形ではあります。農業委員会が毎年度行っている対策としまして、農業委員及び農地利用最適化推進委員によります利用状況調査、いわゆる農地パトロールなんですけれども、農地パトロールを行いまして、対象となった所有者に対しまして、今後は利用意向調査というものを実施します。その後、意向調査につきましては、今後どのように活用していくんですかというところになるんですけれども、そういったところでご回答いただきまして、それに応じた対応をしているというところではあります。

ただ、圃場条件が悪いところにつきましては、なかなか営農再開に至らないケースが多いというのもそのとおりですし、あと地域の話合い、委員等による耕作者の掘り起こし、あっせん活動等によりまして、遊休農地の拡大防止に取り組んでいるというのが実情でございます。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 村上農政課長。

○農政課長（村上 睦君） それでは、私から新規就農者の離農というところがございます。

新規就農者につきましては、離農に関しては、残念ながらちょっと人数というのは把握はしていないところではございますけれども、ここにありますように、制度を使って資金等を受け取っている方

の中でいいますと、令和元年において離農者が1名あったというところについては把握をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（小野寺 重君） 11番千葉委員。

○11番（千葉和彦君） ありがとうございます。新規就農者につきましては了解いたしました。

遊休農地なんですけれども、これは農業委員会に聞けばいいかどうかちょっとよく分からないんですが、農水省のほうから遊休農地解消緊急対策事業というのが出ているんですが、これは市町村から農業公社のほうにこの事業をやるということを令和4年度だったかな、昨年度かな。昨年度あたりにこういう事業が出たということなんです、そういうのを使って、この遊休農地、もしくは、新聞報道にありましたけれども、中山間においてはそのまま山に返すという方針も出ているようなんですが、意向調査という話だったんですけれども、自分ではなかなかもう難しいところも出てきているというところなので、そういう事業の活用について、活用して解消していくという手だては取っていくのかどうかについてちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（小野寺 重君） 菊池農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（菊池紀人君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

事業そのものにつきましては、ちょっと農業委員会のほうでは担当しておりませんでしたもので、詳しくは、ですけれども、まず意向調査を行った後、自分ではできませんよというふうな場合の例ということになると思いますが、まず、中間管理事業等をお願いしたいという部分がやっぱり多い回答にはなります。そこですぐ見つければいいんですけれども、条件が悪いというところもありますので、なかなか直結には至らないというふうな部分もありますし、あとは、どうしても何ともならないという場合には、やっぱり所有者による自己保全管理ということで、何とか耕作ができる程度にまで農地を戻していただくという方法を取ったり、あとは、先ほどお話にもありました、中山間では山に戻すというふうな考え、そのとおりあります。国のほうでもそういったものを進めている部分もありますので、山に返す部分につきましては、今後、今年度、来年度で地域計画を策定する予定になっておりますが、そういった地区での話合い、そういった場でもそういったお話をしながら、農地として使える部分は農地として、山に返す部分は返すというふうな、そういう考えで進める部分も出てくるかと思われま。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 11番千葉委員。

○11番（千葉和彦君） ありがとうございました。

農地パトロールで遊休農地と認定されたところ、それなりに耕作には適していない状況なので遊休農地という扱いだと思いますので、ぜひ国の事業も活用しながら、新たな耕作者といいますか、担い手の方々に簡易なやつで10アール当たり4万3,000円ほど交付金出るようなので、こういうのも担い手の方々に情報提供しながら解消に努めていただくべきではないかというふうに考えますので、よろしくお伺いしたいと思います。所見、取組についてのお考えをお伺いします。

○委員長（小野寺 重君） 菊池農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（菊池紀人君） 確かにそういった事業もありますので、農林部等と協議させていただきながら考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 24番菅原委員。

○24番（菅原 明君） 24番菅原です。3点伺います。

決算書284ページ、鳥獣被害防止総合支援事業補助金について1点、それから2点目は、同じく304ページ、農村公園等維持管理経費について、それから3点目は、同じく316ページ、森林病虫害防除事業経費に関わってお伺いします。

1点目の鳥獣被害防止総合支援事業補助金につきましては、令和4年度の動物等による被害額がそれぞれどれぐらいになっているのかということと、それから、あわせて、これまでどういう対応策を取って皆さんにやってこられたか、その件についてお伺いしたいと思います。

それから、2点目につきましては、農村公園でございますけれども、令和4年度時点の公園数と公園の状況についてはどのような状況にあるのかについてお伺いいたします。

それから、病虫害の防除の状況でございますけれども、松くい虫の被害状況は、令和4年度以降、増えているのか減っているのか、その辺についてお伺いしたいと思いますし、松くいだけでなく、ナラ枯れ病もかなり多く見られるというお話も聞いておりますので、その辺の状況はどうかについてお伺いしたいと思います。

○委員長（小野寺 重君） 小山農地林務課長。

○農地林務課長（小山和彦君） それでは、3点ほどいただきました。

まず初めに、鳥獣被害の補助金に関連して、令和4年度の被害額、あと、その対応ということでございました。令和4年度の被害額につきましては、ニホンジカ142万3,000円、イノシシで455万2,000円、ハクビシンで46万3,000円、カモシカで22万1,000円、タヌキ等ということで、小動物の22万1,000円ということとなっております。

これらの対応につきましては、これまでも議会等の一般質問でもお答えしておりますけれども、地域ぐるみでの対策がより効果的だというふうに思っております。その中で、守ると寄せつけない、さらに捕まえるといったこの3つの取組を地域ぐるみで行っていただくことによって、鳥獣のエリアと人のエリア、それをしっかり分けることによって被害も防止されるのではないかとことを広報等でも周知しながら取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

2つ目、農村公園の部分なんですが、当方の部分と、実は都市整備部のほうで主に管理をしております、農村公園、たしか50ほど設置条例ではあったと思いますけれども、我々のほうで今予算化している部分については、向山団地の除草委託料の部分だけを管理しているということで、ちょっとご了解いただければと思います。

3点目の病虫害防除の関係でございます。

まず、松くいなんです、やはりもう既に奥州市は全域エリアに入ってしまったというのが状況でございます。岩手県内でも平成29年度には一戸町でも既に初めて被害も確認されていて、だんだん北上川を沿って北上しているという状況になっているかなということで、岩手県と一緒に取組を進めているところなんですけれども、どうしても松くいの先端、いわゆる北上している先端の部分を重点エリアということで、県のほうでは重視して、特にお金を充てて、被害防止に努めているということで、我々のほうといたしましては、これまでどおり、今、特にも重要な箇所につきましては空中防除のほか、あとは、最近では、樹幹注入といった形で松くい虫対策に取り組んでいるという

ことでございます。あわせて、ナラ枯れについても最近よく見られてきているということで、そちらについても県と一緒に取組を進めていきたいというふうに考えているところでございます。ナラ枯れ自体も若干増えているという状況となっております。

以上でございます。

○委員長（小野寺 重君） 24番菅原委員。

○24番（菅原 明君） 分かりました。

鳥獣被害につきましては、特にも衣川ではイノシシに対しての県と一緒に、モデル地区じゃないですけども、対策を取ってこられたという経過もありますけれども、今、前沢のほうでも江刺のほうでもニホンジカがどんどん増えてきて大変な状況にあるというお話も聞きます。私どものニュージーランド付近でもニホンジカの子鹿がいっぱいいるというような状況もありますので、市民の情報を大事にいただきまして、やはり最低限、被害が出ないような形に市として対応策を取っていただければと思いますので、その点について1点伺います。

農村公園につきましては、向山団地が農林部の管轄だということでございますので、あとは、別の農村公園については後で聞きたいと思います。

それから、松くい虫等の被害も増えてきているということでございますけれども、やはり奥州市だけの地域で守ろうとしても、これだとやっぱり大変なことだと思いますので、県と合わせて、広域的に一緒に防除しなければ増える一方だと思いますので、その辺に力を込めて対策を取っていただければと思いますので、その辺を聞いて終わります。

○委員長（小野寺 重君） 及川農林部長。

○農林部長（及川和徳君） 鳥獣と、それから森林病虫害についてお話をいただきました。両方とも今後、非常に大きな課題になってくる部分ではないかなというふうに思っております。

特に鳥獣につきましては、被害が非常に増えております。量とともに範囲も広がってきているというふうに認識をしているところでございます。先ほど来なっております今後、農業者の数が減少する、なかなか耕作が難しい土地が出てくるということで、そういった鳥獣のすみかが広がってしまうという結果につながらないように、市としても住民の皆さんと協力しながら対応策を考えてまいりたいというふうに思います。

森林病虫害につきましては、ご指摘のとおり、広域的な取組が必須なものというふうに思っております。県のほうとも連携いたしまして対策を進めてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（小野寺 重君） 20番飯坂委員。

○20番（飯坂一也君） 評価調書24ページ、ナンバー160、6次産業化の令和4年度における結果や課題等をどのように捉えているか、その件についてお伺いいたします。

○委員長（小野寺 重君） 村上農政課長。

○農政課長（村上 睦君） 令和4年度の6次産業化の取組というところでございます。

まず、一つは地域資源活用事業補助金ということで、市内の農林畜産物加工による新商品の開発等事業を支援する事業ということで補助金を交付しているところでございます。あわせて、地域資源活用型ビジネス推進事業ということで、起業等につながるようなきっかけづくりということでセミナーを開催しているところでございます。

それから、課題というところでございますが、いずれこの間、6次産業化、一般質問等々でもいただきましたところでございますが、やはり農業者単体ではなかなかそこに踏み切るのが非常に難しいというようなところで、なかなか6次産業化が実際には進んでいないというところが実情かなというふうに考えているところでございます。

国におきましては、新たに農山漁村発イノベーションということ、多様な産業を組み合わせで新たな価値を創造するというような考え方で進んでおりますので、そういった考え方で今後、新たな6次産業化に向けて取組を進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 20番飯坂委員。

○20番（飯坂一也君） 評価調書に書いてある補助金の交付対象の見直し、それから他の国・県等の補助金制度と整理が必要、こういったところを少し説明いただきたいことと、それから、推進計画にある個別相談件数、年間11回というようなことであるわけですが、これの結果がどうなっているか、この計画と実績、このことについて伺いたいします。

○委員長（小野寺 重君） 村上農政課長。

○農政課長（村上 睦君） まず、補助金交付対象の見直しや国・県等の補助金制度の整理が必要であるということで、市が補助金を交付する場合には、基本的には国・県とかぶらない事業というところで交付するというところでございますので、その辺についての検討というところでございます。

それから、令和4年度、こういった形で補助をしたわけですけれども、令和5年度におきましては、農林、畜産業、農業者に限らず、農業者が組織する団体、もしくは法人、あるいは営農組織を対象に、奥州市の農林畜産物を活用した新商品、または役務を開発するというので、機械の、あるいは設備の購入、あるいはそれに係る設置工事について補助をするということで、令和5年度は進めているところでございます。

申し訳ありません。ちょっと2件目の質問の数字はどこの数字でしたか。

○委員長（小野寺 重君） 20番飯坂委員。

○20番（飯坂一也君） 令和3年に奥州市6次産業化推進計画が立てられていて、その中での具体的な取組として個別相談件数というのが挙げられておりました。何といたっても実績の前にこういった具体的なところがどの程度進んでいるかが大事なかなと思つての質問です。

○委員長（小野寺 重君） 村上農政課長。

○農政課長（村上 睦君） 申し訳ございませんでした。

個別相談の件数ということで、地域資源活用型ビジネス推進事業ということでセミナーを開催したときに、その参加者から具体的に個別に相談をお受けしておりまして、そのセミナーでの個別相談の件数は6件というところになっているところでございます。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 17番千葉委員。

○17番（千葉 敦君） 17番千葉敦です。1件伺います。

主要施策の86ページ、土地改良基盤施設維持管理経費、そして85ページの農業生産基盤整備事業経費、どちらにもあるんですが、排水機場の維持管理事業、あるいはストックマネジメント事業という排水機場に関する項目載っていますけれども、ここを毎年のように大雨の災害が出るぐらいの奥州市

内でも降水量あるわけですがけれども、特に河川に近いところでの内水氾濫を防ぐためにこれらの排水機場、非常に有効であると思いますけれども、何か大雨の降った場合にうまく稼働しないといったことを時として見られるということを聞いておりますので、そういったことが今までどれくらいあったのか、もし4年度についてあればですがけれども、ないのであれば今後ともないようにしていただきたいということで、この管理のほうをどのように指導されていくのかをお願いします。

○委員長（小野寺 重君） 小山農地林務課長。

○農地林務課長（小山和彦君） それでは、課題の部分ということで、実は今年の状況で一つあった部分でいいますと、前沢地区におきまして、内水の部分であふれてしまったということで、排水機場で、実は来ない段階で、内水と内水の排水のところのぶつかるところであふれてしまったということではございました。やはりこれは、当初設計していた排水路の幅、深さ、そういったものを上回る最近の急激な降雨量といった形のものが影響しているのかなというふうに思っております。

こちらのほうの排水機場につきましては、常時そういった事前に気象予報等を注視しながら、場合によっては、稼働できる体制は常に取っているというのが今の現状でございます。また、一方、四、五年前だったと思いますけれども、大雨の時期が春先の早い時期になってしまって、まだ稼働契約を結んでいない段階で排水機場が動かなかったというような経過もあったというふうに聞いております。今後もそういったことはないように、しっかり管理してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 17番千葉委員。

○17番（千葉 敦君） 排水機の機能に関してはそのようにやっていただきたいと思いますのですが、そのほかに、排水機場周囲の環境整備とか、そういった点でも地域の住民から苦情がということも時折ありますので、排水機場周辺の管理等についても留意していただきたいと思いますのですが、その点を伺って終わります。

○委員長（小野寺 重君） 小山農地林務課長。

○農地林務課長（小山和彦君） 我々の管理の部分と、場合によっては土地改良区さんの管理の部分もあると思いますので、それぞれ関係機関と連携しながら、そういった豪雨災害等にも対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（小野寺 重君） 9番小野委員。

○9番（小野 優君） 9番小野です。1点だけ伺いたいします。

指定管理評価調書15ページにあります江刺ふるさと市場に関してですが、こちら令和7年度に民間譲渡ということで、個別管理計画でも示されておりまして、民間譲渡に向けての進捗状況について伺いたいします。

○委員長（小野寺 重君） 村上農政課長。

○農政課長（村上 睦君） 江刺ふるさと市場の譲渡の関係でございますけれども、指定管理者でありますJA江刺さんと担当者レベルで具体的な譲渡に向けて協議をさせていただいております。一応、指定管理期間は令和7年3月ということになってございますけれども、まだ具体的な譲渡の日程、期日についてはまだそこまでの協議とはなっていない、具体的な日にはまだ決まっていないところで

ございます。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 9番小野委員。

○9番（小野 優君） 今のご答弁で日にちが決まっていないということでしたけれども、指定管理期間が、それこそもう1年度で終了するというはずですので、恐らくそれをもってかなと思っただけなんですけれども、いずれ民間譲渡に当たって、それなりに施設の修繕、今年度も空調設備を修繕しておりましたけれども、そういったところも具体的にもう少し協議なさって、それこそ6年度にもそれなりの修繕が必要となってくるのではないかと思いますけれども、この件について、もう少し進められるお考えがあるのかどうかお聞きして終わります。

○委員長（小野寺 重君） 及川農林部長。

○農林部長（及川和徳君） ふるさと市場につきましては、今課長が申し上げましたとおり、JA江刺さんのほうとお話をさせていただいているという段階でございます。当然、相手のあることでございますので、市のほうの考えがございます。ただ、それが交渉事も入りますので、現段階でいついつやりますというようなお話までは、この場ではできないということでございます。

以上でございます。

○委員長（小野寺 重君） 18番廣野委員。

○18番（廣野富男君） 18番廣野富男です。3点ほどお伺いいたします。

事務事業評価調書の134番、グリーン・ツーリズムと137の農業経営基盤強化促進対策事業、それと、畜産振興がどこかちょっと見当たらなかったんですけれども、ブランド牛の統一の件についてお伺いいたします。

まず、グリーン・ツーリズム推進事業が令和4年度で終了したといいますか、協議会が解散するという事態になったわけですが、この評価を見ますと、今後については教育旅行にとらわれない交流人口を創出するというふうに記載されております。唯一、農林部門で人口減少対策で目立つ事業といいますと、これまでグリーン・ツーリズム、4,000人前後の子どもたちが来たわけですが、これに代わるものとして、現在、考えておられるのはどういうものかお伺いをいたします。

それと137の農業経営基盤強化促進対策事業の、先ほどもあったのかもしれませんが、ちょっと聞き落としがあったので確認するんですが、これでいう指標が、法人の集落営農組織数というのが令和8年度目標75件に対して令和4年の実績が69件という内容です。個人的にはなかなか、現在の営農組織というのは、高齢化と次につなげる担い手がないという状況で、これが継続するのかなという不安があるわけです。それで、もし数字として押さえていればですが、この法人の集落営農組織数が75件、目標達成したときに、現在の耕作地の何%ぐらいカバーされるのか、もし押さえていけばひとつご紹介いただきたいというふうに思います。

それと、ブランド牛の統一です。私は、ブランド牛というのは、前沢牛は当然筆頭であります、奥州牛、江刺牛、それぞれ奥州市内には3つの銘柄があって、これまでも合併と併せてブランドの統一をすべきだということで、当時は農協で、ふるさと農協さんだったと思いますけれども、統一に向けて進んでいるという話がされました。その後の経過についてご紹介をいただきたいと思います。

○委員長（小野寺 重君） 村上農政課長。

○農政課長（村上 睦君） まず、1点目のグリーン・ツーリズムの関係でございます。

新型コロナ、あるいは受入れ農家の高齢化というようなこともございまして、いずれ令和5年度をもって協議会は解散をするというところで決定をしているところでございますが、令和5年度におきましては、東水沢中学校で日帰りの最後の体験学習を受け入れたというような状況でございます。

今後は、教育旅行としての受入れは、なかなか受入れ農家が少ないので難しいというか実際にはできないというところになりますが、個人的に農泊を実施したいというような方も、あと、あるいは既に実施をしている方もございますので、今回はそういった方に向けての研修会の開催を予定しているところでございます。あわせて、農業体験の受入れにつきましては、それぞれのJAさんで受入れ等々を実施しているところでございますので、その辺とは協力して実施をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、2点目の集落営農の関係でございますが、目標になったときに実際どれぐらいの面積ができるんだというところに関しては、ちょっと残念ながらそこまでの数字は把握はしていないところでございます。

今後、動力光熱費の高騰対策の関係で、それぞれの法人さんにもこれから通知を差し上げる予定にしておりますが、あわせて、その法人の経営状況についてもアンケート調査を実施したいということで考えておりますので、その点で、ある程度の、現状の法人でいえば面積は明らかになってくるのかなというふうに考えているところでございます。

それから、3点目のブランド牛の関係でございます。

確かに、前沢牛、それから奥州牛、それから江刺牛とあるわけでございますが、農協さんが違うというところが多少ネックにはなるというところになるんですけれども、基本的にJA岩手ふるさとの肉支部会の中で、銘柄統一検討委員会というのを設置して、前沢牛と奥州牛の統一については検討を続けてきているところでございます。

ただ、関係機関、あるいは団体との調整に時間を要しているということで、いまだその内容については公表はされていないというところでございますので、市としましては、JAの検討の結果を見守りたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 18番廣野委員。

○18番（廣野富男君） ブランド牛の統一については、なかなか厳しいところはあると思うんですが、こんなちっぽけな自治体に3つの銘柄があって、これを日本の中で戦うというのはなかなか難しいことだと思うんです。合併してもう17年にもなりますから、やっぱりこれは本腰を入れて、それぞれの利害関係、どこにあるかというのをきちっと整理しながら、ひとつご努力をいただきたいなというふうに思います。

それとグリーン・ツーリズムに代わって農泊の研修とか、農業体験を農協さんで実施していると。これは、行政主導ではないといえますか、政策としているわけじゃなくて、それぞれの団体がやっているというふうに私、受け取ったわけですが、ぜひこれは行政主導といえますか、行政が働きかけをしながら、交流人口なり関係人口といえますか、あるいは移住につながるような政策を農林部としても積極的に取っていただきたいんですね。そこら辺の決意について伺いをして終わりたいと思います。

○委員長（小野寺 重君） 及川農林部長。

○農林部長（及川和徳君） 2点いただきました。

最初のブランド牛についてでございます。

お話のとおり、一定量があるほうが販売においては有利だということは、これは間違いないところだと思います。ただ、前沢牛、奥州牛、そして江刺牛につきましてもそれぞれのJAさんが持っている商標、あるいは販売者がJAさんということになりますので、市としてそちらのほうに誘導するか、なかなかそういったことにはならないのかなと。この間の一般質問でもお答えしましたとおり、市としましては、ブランド牛の生産が今後も続くように、新規就農をはじめ、後継者を育成していくと、そちらのほうに力を入れてまいりたいというふうに思っているところでございます。

それから、グリーン・ツーリズムでございますが、これにつきましては、従前のグリーン・ツーリズム協議会、これは100%商売としてやっているというよりは、子どもたちの教育に役に立ちたい、あるいは子どもたちと触れ合うのが楽しいというような動機で活動されていた方も多いようです。実際にそういった方々も高齢化、あるいはコロナの影響で3年間も休んでしまって、また再開するのはつらいと、こういったような事情もありまして、なかなか活動が難しいというような状況で解散に至るということになりました。

ただ、課長申し上げましたとおり、その中でも個人で農泊やっていきたいという方もいらっしゃいますので、行政といたしましては、そういう方をいろいろな研修を支援するであるとか、そういったことを今年度やりまして、来年度以降につきましてもFarmStayいわて奥州という団体がございまして、そういった農泊をやっている方々の連携する組織がございまして、そちらのほうは県の振興局のほうでやっているんですけれども、そちらのほうと、市としては連携して進めていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（小野寺 重君） ほかに。

27番今野委員。

○27番（今野裕文君） 27番今野です。

ちょっと農業振興費に関わって、先ほど来の答弁から気になることをお伺いするんですけれども、一つは担い手と言われている人は、多分認定農業者と農業法人、生産組織ということになるんだと思いますが、前でありますと認定農業者何人とか、いろいろ目標も示して議会でお話をいただいているというふうに思うんですけれども、それがどういうふうに、例えば令和4年度で整理になっているのかお尋ねをいたします。

もう一つは、今の農業情勢からすれば、稲作にこだわるのはどうかなという答弁がありましたけれども、現実には、兼業農家にとってみれば、言われるのは、基本的に稲作しかない。野菜や果樹やその他のもの、あるいは耕作面積を大々的にやるためには大型農業機械がなければならぬと、これ実態だと思います。先ほどのような答弁をいただきますと、結局、兼業農家そのものが成り立たないことになるというふうに私は思うんです。

それで、お伺いしたいことは、兼業農家そのものの存在を否定することになるんじゃないかと思うんですけれども、農政課として、兼業農家、家族経営も含めて支援していかないと担い手ももたないのではないかと私は思うんですけれども、例えば、令和4年度において家族経営を支援するような農政からの制度というのはどういうのが挙げられるのかお尋ねをします。地域に帰って困るのは、私た

ちには何もないよねという話になるので、そこら辺ちょっと整理してお答えをいただければと思います。

○委員長（小野寺 重君） 及川農林部長。

○農林部長（及川和徳君） それでは、お答えをしたいと思います。

認定農業者数は、ちょっと今手元に数字がないようですので、後でお知らせをしたいと思います。

それから、稲作についてのお話をいただきました。私、先ほど米への執着というようなお話をさせていただきました。

今、地域計画の準備をしているところなんですけど、特に中山間地域におきましては、なかなかほかの作目をやるにしても難しい部分がございます。圃場状況もございますし、土質等の問題もございます。

我々考えておりますのは、農業者も、それから農地も、それから機械も全部稲作用のものになっていって、この中でどうやってやっていくかと、通常の主食用米だけではなかなか難しいだろうと。稲作の範囲内、水稻といいますか、いずれ水田の中で何ができるのかということを今、担当は非常な苦勞しながら策を練っているところでございます。

ですので、もしかすると、それは加工用米ということになるかもしれませんし、米粉であるとか、あるいは圃場によってはホールクロップみたいなこともあるかと思えます。そういったことを組み合わせで何とか成り立たないかなというふうに思っているところです。その中で、兼業農家の皆さんにつきましては、当然、専業農家に比べれば小規模ということになると思います。

その方がいなくていいのかということになれば、当然これはそうではないと。先ほどのブランド牛のお話と同じように、主食用米につきましても一定量の量があることが大前提ということで考えております。

我々も主食用米からほかのものに転換するといっても明日からすぐという話ではなくて、いずれこういった形の経営を目指していきましようということで、全ての方がそうなるかどうかは、これは分からないんですけども、その部分で、兼業農家の方々も集落営農とか、そういった形で作業に参加するであるとか、そういったことで地域の農業に参加していただきたいというふうに思っているところでございます。

そして、3つ目の家族経営の方々への支援ということでございますが、これにつきましては、市の制度も国も同様でございますが、認定農業者、あるいは法人というのが原則になっているということでございます。

以上でございます。

○委員長（小野寺 重君） 27番今野委員。

○27番（今野裕文君） 27番今野です。

私は、法人経営なり認定農業者の経営を否定するつもりはありません。ただ、圃場整備が入らないところ、私のところは入っているんだと思うんですけども、入らないところも含めてどうするかということは考えていかなければならないというふうに思います。

私の周りの認定農業者なり法人はあまりないですけども、集落営農を見たときに、集落営農といっても結局は米出しのときは個々の番号を取って出しているんで家族経営になるんだと思うんですが、そういう方々も営農続けられるような制度設計が必要だというふうに私は思います。

当然、国の補助金は入らないと思いますけれども、基本的には、例えばトラクターを維持できなければ続けられませんので、そういうことも含めて検討する必要があるんじゃないかと思いますが、お尋ねをします。

○委員長（小野寺 重君） 及川農林部長。

○農林部長（及川和徳君） お話をいただきました圃場整備がされていない未整備地域におきましては、一番ネックになってくるなと思っておりますが、ブロックローテーションが難しいというところでございます。

そういった地域につきましても当然、今まで稲作をやってこられたということで、それが継続できるようにということでございますが、これから国のほうでも政策の中心は、やはり認定農業者であるということはあるんですけれども、ただし、多様な担い手が必要だと、中山間地域においては兼業農家の方々も含めてやっていかないと農地が維持できないよと、国の資料によれば中山間地域が農業生産の4割あると、これが全部ゼロになったら大変なことになるというようなこともあるようでございます。

今後、国の動向も見据えながら、それぞれの地域で農業、あるいは農地が継続できるように、いろいろ検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（小野寺 重君） ほかに質疑のある方はいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺 重君） それでは、以上で農林部等に係る質疑を終わります。

本日の会議はこれをもって散会いたします。

次の会議は9月19日午前10時から開くことにいたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時23分 散会